

○議事日程

令和5年9月14日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教	長	野原	弘康	君
会計	者	井上	哲也	君
管理	者	小関	久志	君
総務	長	三輪	学	君
総合	長	中村	宏泰	君
福祉	長	安田	悟	君
土木	長	岩田	恵司	君
住民	長	服部	貴司	君
総務	長			

財 政 課 長 記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長 撰 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 堀 場 康 伸
書 記 西 脇 信 一 郎

開議

午前10時00分 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において6番松原浩二議員、7番 櫻井 明議員の両君を指名します。

第2 一般質問

○議長（後藤友紀君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、10番議員の岩田でございますが、順次質問をさせていただきますが、私、今ちょっとリンパが詰まっておりますので、なかなか滑舌が悪くて皆様方にご理解を賜れるようなことがないかも分かりませんが、ひょっとしたら倒れるようなことはないと思いますけど、しびれながらもつかまりながらも、何が何でもこれを全うして質問していきたいというふうに思っております。

この通告ですね、大まか10項目ぐらいありますけれども、順次その内容について色をつけながら質問をしていきたいと思っております。これは町長に質問ではなくして、今までの回答に対して、今までのいろいろなことに対して、副町長ないしは総務部長はどう思うんだというようなことでの質問でございますので、そこら辺ご理解を賜りたいなど。当然そういうようなことでございますので、回答に対して、私どもの申し上げることではございませんとか、管轄ではございませんのでというような言葉が出てき

でもそれは結構でございまして、お答えできないということであればお答えできないというふうに言っていただければよろしいと思います。

それでは、岐南町の名を全国にとどろかせ、町民に迷惑をかけた責任をどう取るのか。ハラスメントの防止等に関する規定において、第三者委員会の設置は今後の防止のための対策であり、町長はその判断により自分の進退を決めるのはいかがなものかというようなことであります。

この第三者委員会というのは、ご存じのように3人の弁護士、または町の代表の3人の方ですか、そういう中で委員会ができておるわけでございまして、元は何かと申しますと文春電子報ですね。文春電子報というやつです。

私も5月のときに何かそういうふうに出たよと聞いたときに、文春といって雑誌を見に行っても載っておらんわけなんですよ。文春電子報とは何ぞやということをするときに思ったのは、2年前にできたんですね。だから知らない人がいっぱいおった、どこで売っておるといって。週刊誌買っても載っておらんがやといって、そういうようなことがあったと思います。

文春電子報というのは約1万人の会員登録者数でございまして。文春の週刊誌は大体44万部ぐらい発行しております。どえらい、そんなものに載せられたら全国的に情報が流れます。文春電子報というのは恐らく数千で終わっておったはずなんです。あの日曜日やらその次の日に、これは共同記者会見をやるというような話を1日遅れて聞いたとき、そんなことやっておったら恐らく、共同記者会見を受ければどうということが起きるかということが分かるはずなんですよ。

一つの例でいきますと、木原元官房副長官、共同記者会見やるというようなことをやらなかったでしょう。それはなぜかという、奥さんの元旦那の殺人の問題だとか、要するに浮気かね、そういうような報道をされたときに、やっぱりやると文春の要するに思うがままに拡散して大ごとになるからやりませんということで木原官房副長官、今はもう辞められました、今回。そういうようなことなんです。

うちはやったんやね。あのときの映像、ご存じのように、カメラ含めた各テレビ放映の中で一番マックスでばーんと上がったときに約20万人近い視聴者の方が見られた。その後のやつについては、テレビで放映したやつが動画に要するに配信されるでしょう。それで見たり、何とかでは3,000とか4,000とか少なかったんや。

よく考えなあかんのやよ。文春のほうはセクハラ疑惑でしょう。疑惑。疑惑といったら実際どうなんやということが分からない。しかし、被害者届が出ておればともかく、被害者届が出ていないんです、誰も。池田町は被害者届出ていますよね、2名の方。これから刑事罰に入るか分かりませんが、岐南町の場合、被害者届は出ていない

じゃないですか。それをわあわあわあわあ、ああいうようなことになって、あの姿を見てどうなんだと。こんなこと恐らく町民の皆さん許されんやろうと。誰しもが許されんと思いますよ。

だから政治家である以上は、そういうことが、疑惑どうのこうの、そして将来町長がやりたいといういろいろなすばらしい方策がありますから、これははっきり言って民意を取って選挙で町民の皆さんの審判を下すというのがこれ政治のやり方なんや。それを文春文春文春、文春の第三者委員会の結論を待ってと、恐らく出ないと言ってんの、これは。何で分からんのかなあと。文春の結論を待ってこれをもってどうのこうのと言う人あるでしょう。そういうことをなぜ分からんのかなと思って。俺は一番初めから言っておる、選挙をやれと。いって。

そういうことが私の質問の中でございまして、この第三者委員会のこういういろいろな問題についてどうなっているんだと。いろいろ、例えば、誰とは言わん、言う第三者立会いの下で1人の人しかコメントしておらへんと。1人の人しかこの文春のインタビューを受けておらへんと。7人も8人もおったはずやん。1人だけと。いって、そういう話も、これは情報操作なのか何か知りませんよ。これがもし、まことしやかに全町民の皆様方に障るようなことやったら、これ大ごとなんだよ。立場ある人間がそんなこと言っただけでいかん。

そういうようなことも思いましたので、この第三者委員会の設置ね。職員のハラスメント、今後のパワハラやとかセクハラとかモラハラとかそういうものを防止するための一つのマニュアルづくりのための一環であるというようなことは僕の考え方でありますが、行政側のほうはどういうふうを考えておるかということになります。

怪文書について警察へ相談したか。2階から4階、何か怪文書が出たよというんやけど、はっきり言ったらビッグモーター見てもらえれば分かるがね。社内のこの情報が外部のほうへどんどんと流れるわけにいかんもんで規制したでしょう。インタビューは何々広報室か何かを通して、各個やる者に対しては懲戒免職ないしは首、降格いろいろやりますよと出ましたがね。それと一緒に。だから気持ちは分かる、こういうものが出るのは。誰が出したかは知りません。またそれに対して、誰が出した誰が出したと。いってやる必要はないんですよ、これはもう。やりたかったらやればええけど、だから警察へ一応相談すると言われたもんで、相談した結果はどうなったんかということをお願い。

何もやらんというわけにいかんで、相談した結果こうこうこういうふうでいろいろ大変だよと。全協の場のところでね、指紋取ったりいろいろして大変だ何たらと。いって、大変だ大変だといっても一つも解決できないですから。きっちりとそこら辺をやら

なければならんのかなあと思いますので、一応やらんならやらんでいいんやけど、相談した結果どうだったということをしっかりとっていただきたいなというふうに思います。

あと、役場のセキュリティーは甘いのではないかという質問。

今、要するに西側の玄関ですね、西側の玄関から暗証番号をばっばっばと押して入るだけで宿直の人がチェックするというようなことでありますけど、この岐南町には重要な公文書等々、個人情報というのは物すごくあるわけです。第三者が勝手に入って、そして持ち出して、そういうことも駄目でありまして、そのセキュリティーができていないよということでございますので、私は玄関ね、勝手口というか宿直室の玄関のところへ防犯カメラ、そして中へ入った人間が手引きするといけませんので、東側の玄関ですね、サムターンを解除すれば外からの要するに手引きができますからあそこへつける。そして西側の自動ドア、これも下の部分でサムターンで解除できますから、重いですけどね。そういうものを含めて防犯カメラというものを設置する必要があると。

今の状態では非常にセキュリティーが甘いということ。もうちょっと強い防犯システムにしようと思うと、ガラスを割ってとか何とかいうけど、そこまでするような人はいないと思いますよね。だから、そこら辺を含めて防犯システムの構築というものをしっかりとしていかないと駄目であるよと。

それにはいろいろの会社ありますね。民間の会社とやはり契約するというのも一つやと思います。今は線を引っ張らなくても電波を飛ばすことによって携帯で見えますから。例えば緊急が来たよと。例えば町長が家におりました。携帯していれば見れば誰が入ったどうの、これも見ることができます。そういうような物すごくデジタルの発達している時代ですから、よく考えていただかないとならないと思いますが、その考え方はどうですかということです。

次、議会での質問に対して返答ができなくなると、土地のことが入るとね、刀剣の写真を見せる行為。令和5年6月議会、令和3年12月議会、2021年12月17日ですね。

私がこの手術して、もう痛くて痛くてかなわん、あのとき何やろうと思って病院行って、電話がかかってきたのに、ううんというようなもんや。どうでもええわと。1回あることが2回ある、2回あることが3回あるということやもんで、これは何が何でもしっかりとやわらないかんのやないかと。

ユーチューブ規程の中にちゃんと書いてあるんですね。規約であるんですよ。この画像を写したやつ、コピーしたやつを、要するに渡したりとか、それを転載したりとかするやつは許可が必要ですよと、それ以外は違反ですよということを言っておみえ

になるわけです。それがここでやられる、議場でやられるということは、本当は大ごととして大変なことになるけど、どうでもええんやって、私は。体がそういうふうで痛い。やってはいかんのやよ、本当は。だけどそれが誰から出たということも分かります、大体。あるところでコーヒー飲んでおったときにちょっとかましたら目と顔のここの部分が赤くなりましたので、ああ、やりやがったのこいつやなどすぐ分かりました。

要するにコンピューター、ノートパソコン、富士通じゃないですね。デスクトップ型のパソコンとなると大きさが740幾つの400の大ききやったと思います。ないですね、岐南町役場に。外部ですね。誰からもらったということは町長にお尋ねしません。このことを言うと奥さんの言葉が出たでと言うけど、それは2021年12月17日のときに確かに言ったような覚えがありますけど、6月のときは言った覚えはないんですけど、言った言わんなんてどうでもええんやで。

こういう場合はね、どういうことかという、土地の問題のことについては、私が要するにこれは容認して進めてきた事業でございますので、土地は事業者と地権者の問題でございますので、私は関与しておりませんと。

あと奥さんが、例えば血族の何番目か分かりませんが、2番目か3番目か配偶者ということであれば、議員政治倫理条例の中には3親等どうのこうのということがあります。首長の場合は議員じゃございませんので、そういうことを言われた場合は、こうやってあれですよ。幾ら女房であろうが、身内で元勤めておるところであろうが、これは私は一切いろんなことについては問題ありませんと。何も悪いことはやっておりませんと言えばそんで終わりなんやて。全責任どうのこうやないですよ。終わり。そんであんたら、ああそうかとなるんやて。それをがたがたがたがたなるとおかしくなってくるよということ。

そういうようなことでありますので、こういうことに対してはどう思われるんですかということですね。

社会福祉法人のさくらゆきに対しての補助金を出せないと言っておいて、なぜ6月議会の最終日に補正予算化されたのか。

このことについて、やはりきちっとしたことを筋道を立ててこればいいけれども、あっち向いたりこっち向いたりして議員が議員がと言うでおかしくなる。こういう予算というのは、やっぱり町長がこうこうこういうような理由によって出したいと。これはなぜか。今は大変介護福祉等々の労働者の方々を雇用するのも大変やと。だからこういう補助をもって、岐南町にあるこういう施設に対して援助をしたいということならいい。その代わりそこまで来るまでのやっぱり議論が必要なんですね。

20年前、特養と言われるものは国2分の1、県4分の1、町4分の1で1割のお金でどこでもできた。そうすると、そのときの事業者の方々は山の中とか僻地やとか海辺の海岸やとか、こちら辺でいえば川島の竹やぶね、そういうところへ行かれた。お金ちょびっとでできたわけ。

だから、そのときに問題が起きたのは何かと申し上げますと、そのときは介護2から入っておったと思いますけど、物すごい病人が出てきて、救急車来たら2時間もかかって、例えば岐阜大学病院へ行くまでの間に死んでしまったという事例があったんですよ、飛騨地方からこっち来るのに。それから、今何や知らんヘリというやつがありますけれども、だけどそういうふうでばんばかばんばか来るもんで、これはよろしくないというようなことで、今のその特養の実態というのは空き部屋が多いの。いろいろ補助金もらったんだけど運営するのは大変。働く人がいねえんだもん。

これはこの前もNHKでもお話しされたとおりに、2025年から2030年の間に社会福祉法人が運営できなくなりますよとって潰れていきますよ。今実際もう潰れておるところあるんですよ。石川県。あるんですよ。

これがどんどんどん来た中で、そういうものも含めて、そのとき岐南町としても100万とか200万、各地域に建てたときに補助出していますから、そういうやつも含めてやはり今回建ったものに対してどうしようと議論を重ねた上で、どうやということ、補助金をどうなんやと。前は4分の1やったかも分からんけど、経済状況等々を見た場合、8分の1でいいんじゃないかと、例えば10分の1でいいんじゃないかという議論が出てくる。いいとは言わんよ。だけどそれは町長が出すべきこと。議員がどうのこうの言って嘆願書、請願書、何や知らんが出たからどうのこうの、これはあかんでしょうというふうに思います。

自由契約における私的自治の原則を言われたが、個人間の土地の売買に成立することですが、今後も公共の場合でも前の町長が買うと言ったから契約するのか。

これはやすらぎ苑のことです。今日このことについてお聞きしたい方がお見えになりますけど、はっきり言います。やすらぎ苑は今いろいろなぶらなければならないことがいっぱいあります。これは初代片桐さんが約8億程度で建てられた建物の中で、防水を含めた、円形の部分を含めた、エアコンの部分を含めた中の問題、お風呂の問題、そして正面の素材の問題、なぶらなきゃならないことがいっぱいある。

北側の宝くじ補助金で造ったあの公園の問題。草まるけで大変やね、あれ。今遊んでござるみたいやけど、あのことも含めて、土地を買うということに対しては、前の町長が買うと言って買わずしてここまで来た中で1年間ほかっておいて、コロナで忙しかったからやれなんだというようなお話であったんですね。

そのときお二人の地権者の人が後ろにお見えになられたんですが、私は、あくまでも優先順位を定めて何でもやらないことには、はい、3,000万かかります、4,000万かかりますということではいかんと。町長が買うということは、民々状態のことで、民間がこれは成立しないんだから。しないんですよ。これを言われたもので、これは訂正すべきことではないかということをお願いわけ。

だからそのときに、優先順位は土地売買やって言やあそんで終わりなんや。2番目、3番目、4番目、5番目も議論していくんやて。あのやすらぎ苑。お化け屋敷になっていってまうで。だからそういうことを言ったわけや。それを理解してくださいよ。理解できんならできんでええですけど。そういうことです。私の言いたいことはそういうことなんですよ。

だから、買うということに対しては反対しておるわけじゃないけれども、優先順位は何番目ですかということをお願いわけ。いいですか。

その次、羽栗グラウンドの売買。約2分の1の南側が笠松町の土地であるというようなことです。この土地を買うことについてもそうなの。2億3,000万出費したんですよ。これは何か福祉関係の目的でどうのこうのといっぺ答弁されたと思います。

だけど、こういうものは財政通の方であれば分かるはずなんです。総合計画の中でいろいろなメニュー、土地はもし今ないとしても、土地も含めて、そして公園化なら公園化に対して、経産省なのか、例えば総務省なのか、厚労省なのか、そういうところの補助金メニューをもって計画して買うんやて。何もそういうことを計画して買わずにおくと、買って草ぼうぼうの状態で何ともならんようになってまうと。そうやないですか。俺は間違ったことを言ってねえと思う。

2億3,000万どこ行ったんやと言ったら、笠松町の米野の乗り入れのところへ使うんやといっぺ、ちょっと進まへんやん。それはええことや、本当に乗り入れできればええわなあと聞いたの、坂のところね、米野の突き当たり、向こうのグラウンドへ行く。第一堤防を穴開けたりとか削ったりとか、そういうものをやったら3年以上かかるよ。下手したら許可下りん場合も出てくるて。2億3,000万笠松町へ寄附したんかということをお願いわけや。

だから総合計画の中で、今町長ね、恐らくですよ、あれを公園化したいと。遊具もね、あっちのほうの松枝のようなあんな立派な1億ぐらいの遊具をやりたいと。ええこと考えてござるなあとと思ったら、何でもっと土地を買うときにそういう発想が出てこんのやということやわ。コロナで忙しかったでというて、またそうなるて議論が私出てくるわけや。なんでコロナで忙しいんやという話が出るわけや。

やっぱり町長というのは町の代表なんです。町の代表。全般的視野の中でビジョ

ンを語っていくというのが町長。議員というのは地域の住民の代表なんですよ。町長のかばん持ちじゃないんですよ。かばん持ちじゃ。いいですか。あくまでも議会と首長は対等な立場でなければならない。これ書いてありますからね、議員必携に。対等の立場でなければならないんですよ。対等やなかったでしょう、一番初め。議会は対等やなかったやないですか。細かなことを言うことは議場の場やで言わないけど、駄目ですよ、あんなことやっておったら。学級会みたいなもんや。学級崩壊したら大変なことになりますから、私は奮ってこれをやはり元へやっぱり戻さなあかんやろうと思って。だんだん分かる人が出てきたね。分からん人もおるね。駄目ですよ。分からん人もおりますから。そういうようなことでございます。

だから、この施設計画を考えているならば、この財源の出し方というのは、今後そういうふうを考えておみえになるなら、どういう財源を模索してやられるかということ。

あと予算組み、3億貯金ができたとっておみえになりますけど、経常収支比率を見たとき、大きな事業が計画されていないからではないですかということですけど、さっき分かりやすいバランスシートを見させていただいたら、心配ありません。資産、岐南町ものすごくありますから。百何億あったですね。現金もそれなりに7億、8億と残っておりますから、ああ、これは使えるなあと。ただ貯金するか貯金しないかの違いだけやなとって。だからこのことについて、3億みてえ何にもやらんでもたまっていきますけど、これを有効利用していただきたいというようなことですね。それをどういうふうに思っておるのかと。

あと、線状降水帯。

今、線状降水帯発生していますね、長崎のほう。その前は東北のほうね、大体70ミリぐらい。ずうっと、去年やったか100ミリぐらい出たことがありましたね、北海道。バケツにだーっとたらいから水が落ちたような状態のことを、1時間当たりのミリ数がね。

今岐南町、ご存じのように宅地化がどんどんどんどんして、田んぼが埋まっていますでしょう。この水の末端どこへ行くのといったら下やないですか。下ですよ。岐南町の、私平島という東海北陸高速道路の目の前に住んでおりますけれども、そこと笠松町との高低差が6メートルあるんですよ。それに阻まれるのは何かというと、バイパス22号線、そしてJR、ああいうところで水がたまって、どうしてもその穴開いたところからだーっと流れていくというようなことでありますけど、そのときに水害が起きますよね。水害が。

だから、ご存じのように貯留槽というのは一気に中部排水に流れずに、境川に流れ

ずに、時間をかけて流して治水対策で洪水を防ぐというのが貯留槽。水をとどめる。そういうことをやらないと、このままどんどんどんどんいったら大変な水害が起きますよと。だからこれはお金がかかることなんですよ。

笠松の米野でやられた貯留槽は約3億かかっているんですよ。だから岐南町もいろいろな洪水ハザードマップ、あかんですよ、あんな3メートルなんて訳の分からんような、本堤防切れたときのような洪水ハザードマップになっておるでいかんですけど、それがどういうところへ水がたまるかということのを計画しながら、土地がなければ道路の下をやる。これは名古屋の河村さんとかがそうですよ。例の南のほう、もう今洪水起きないですよ、あそこ。昔だ一とやってまえと、道路の下全部貯留槽にした。そういう計画をしていかないと、ここら辺もとんでもねえことが起きますよということ。いつまでもいつまでも今までどおりの昭和の状況の頭でおると、洪水ということに対しては一生懸命考えていかなあかん。

防災センターとかそういうところもあるけれども、防災能力がないでしょう。例えば防災が起きたらどうするんだと。例えば防災センターありますやん、伏屋に。獅子舞会館あるでしょう。あんなところに行ったって、あんなもん逃げたってあかへんやん。あとやすらぎ苑ありますがね。

何でかという、人間というのは電気、空調、水、そういうものを考えたときに、どうしたらこれが防災施設としていけるんかということのを考えなあかんねん。例えばやすらぎ苑であれば、例えばプロパンガスでバルブの大きなものをつけて、それでタービン回して電気を起こして、それで空調を行うというようなことを考えなあかん。太陽光パネルで電気を起こして、電気を、要するに蓄電するにはどうしたらええかというようなことについてもね。

今は昔のようなパネルやないんですよ。恐らく来年、再来年ノーベル化学賞を取られる宮坂さんという特任教授、桐蔭横浜大学やったかな。すごいものを、画期的な発明をされたんやね。名前はちょっと難しい名前やったな、ペロブスカイトという、そういう太陽光シート。フィルムに液体を塗るだけで、要するにそれをぺたっと貼るだけで電気が起きるというやつですよ。あんな重いパネルをぽんぽんぽんやらなくたって、ガラスにぺたっとR曲線でも貼れば電気が起きるというやつ。2025年から実用化します。今生産が入っておりますけど非常にコストが高い。中国はパネルでやっています。日本はフィルムのようなこういうロール状でどんどこどんどこ作るシステムを今構築しておりますから、そういうことを含めながら、防災機能というものをしっかりとやるようなことも、お金を使っていかないかんということ。

それに駐車場が第一優先であれば、駐車場も必要なんやて。それを検討しながら進

めていく。ただ前の町長が買ったから、はい、買うと、こういうもんじゃないんやて。将来の構想があって買っていくという、そういうことをやはりしっかりとやっていたきたいなあというふうに思ったもので、この質問、線状降水帯ですね、質問させていただきましたので、行政、答えられるか答えられないか分からんけど、どうでもいいですよ。これはまた要研究しますということでもいいです。

あと、仮称岐阜南駅構想はどうなったか。厩舎跡ね。円城寺、米野の厩舎跡。笠松町との協議の中でどのぐらい進んだかはちょっと分かりませんが、あんまり進んでいないと思いますけど、JR岐阜南駅ができればすばらしいものだと思うんですけど、それには莫大な金が必要になってまいります。

今の岐南町の財政状況、今日バランスシートを見たんですけど、ちょっとえれえんじゃないかと思いましたね。それだけ投資したらほかのほうが回らんようになるだろうと。バランスシート分かりますよね。そういうもんなんですよ。

そういったときに、この状況というのはどうなんかな。例えばどういうふうに進んでいくのか、もしお答えできる範囲の中でできるならばお願いしたいというようなことでございます。

ちょっと難しい質問もしておりますので、答えられんような質問もあると思いますので、これは私からお答えすることができないならできないでいいです。議場の場で議論してもかみ合っていないですから、ほかのほうの全員協議会とかそういうところの場で話しつけやいいことでもありますので。

ただ、これだけ言えるのは、議会と首長とは対等の関係であるということだけは言っておきます、何回でも。かばん持ちじゃございません。

以上で終わります。

○議長（後藤友紀君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 岩田議員のただいまのご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず小島町政についての1番目のご質問。岐南町の名を全国にとどろかせ、町民に迷惑かけた責任はどう取るのかということについてお答えいたします。

第三者調査委員会につきましては、7月7日付で岐南町ハラスメント事案に関する第三者調査委員会の委員となる弁護士3名と業務委託契約を締結し、現在、調査委員会による事実関係の調査等が進められておるところでございます。

調査委員会が行う事項は、本件事案の原因を含む事実関係の究明、把握、調査、認定、さらには再発防止策などの提言でございます。

これまで町長は、一部の頭をなでる等の行為の事実を認めつつも、その評価につい

ては調査委員会の結果を待つというふうに述べられております。また責任につきましても、調査委員会による調査の結果をもって去就を判断するというふうに申しておられますので、それまでの間は町政を停滞させることのないよう職務に専念していただきたいというふうに考えております。

続きまして2番目のご質問、役場内にまかれた怪文書について警察へ相談してどうなったかということについてお答えさせていただきます。

先日、役場庁舎内の職員の机の上に配付された文書につきましては、その状況から、7月8日から9日までの間に配付されたものと推測いたしております。当該文書は、差出人が岐南町職員有志一同として配付されました。

これを受けまして、7月25日に岐阜羽島警察署警務課にこの文書配付に関する相談をいたしました。しかしながら、警察が捜査することにつきましては、庁舎内が殺伐とし職員の士気が下がることが懸念されます。また、文書配付者の特定につながる証拠も少ないことから、立件が難しいように感じております。

そうしたことから今回は相談にとどめたいと考えておりますが、その一方では、第2、第3の同様の文書配付は抑止しなければなりません。今後は防犯カメラの設置や静脈認証等の生体認証システムの導入など、ハード面での庁舎のセキュリティー体制の強化を検討しつつ、万が一再び同様の文書が配付された場合には警察の捜査をお願いし、厳正な対応を行いたいというふうに考えております。

また、職員にあっては、第三者調査委員会の調査に対しましてはありのままの事実を証言していただきたいというふうに考えております。

続きまして、3番目のご質問、役場のセキュリティーの考え方についてお答えいたします。

現在、平日の夜間及び休日における庁舎のセキュリティーは、業務時間終了後、庁舎の出入口は全て施錠し、職員による宿日直を配置いたしております。そのため、時間外に庁舎内に職員が入室する場合は、庁舎正面玄関北側の職員用通用口に設置されております認証システムにパスワードを入力する入退室管理システムにより管理されております。また、このパスワードにつきましては、定期的な変更を行うことでセキュリティー体制の強化を図っております。

しかしながら、厳密に誰がいつ入退室したかを特定することはできませんので、その部分に関しましては宿日直が目視によって入室者及び入退室時間を確認し、宿直日誌に記録することで保管しております。

ただし、宿日直者が電話対応している場合、あるいはトイレや見回り等のために席を外す場合もあることから、2番目のご質問でもお答えいたしましたとおり、出入口

への防犯カメラの設置や職員本人のみしか入出できない静脈認証等の生体認証システムの導入などを検討し、庁舎のセキュリティー体制の一層の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、4番目のご質問、刀剣の写真を見せる行為についてお答えいたします。

令和3年12月議会定例会及び令和5年6月議会定例会において、小島町長が答弁の際お示しいたしました刀剣の写真は、岩田議員が自身のユーチューブチャンネルの動画投稿の中での行為の一部でございます。

小島町長は、この刀剣の写真をご覧になられた際に、その行為がSNS上のパフォーマンスであるとはいえ、誰が見ても恐怖心を抱き、町長も同様に恐怖心を抱かれ、恫喝や脅迫行為に当たるのではないかというふうに認識しておられたようでございます。

なお、これ以上のことにつきましては、私のほうからは答弁を差し控えさせていただきます。

また、5番目以降のご質問に対しましては、各担当部長のほうから答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

〔「町長には答弁求めているんやけど」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 岩田議員の1項目め、小島町政に関する5番目のご質問、社会福祉法人さくらゆきへの補助金を6月補正とした理由についてお答えいたします。

社会福祉法人さくらゆきが設置を進めておりました特別養護老人ホームに対する施設建設補助につきましては、施設工事着工前の国際情勢の急変により、建設資材等の高騰や施設建設費などが当初計画を上回り、町に対して令和4年11月に施設建設費に対する補助金要望がございました。

そこで、本町がこれまで行ってきました特別養護老人ホームうれし野に対する施設建設補助、保育所民営化に伴う土地の無償貸与や建物の無償譲渡、障害福祉施設ほたるの舞、もみじの舞に対する土地取得費への補助などを踏まえ、本施設の必要性を鑑み、補助の可否、補助する場合の算定方法などに関する議論を重ねてまいりました。

その間、1年余りのウクライナ情勢の中、物価高騰に対する自治体の動きといたしまして、全国知事会が予断を許さない物価高騰への追加対策に向けた提言、全国市長会が原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関する緊急提言を国に提出しております。さらに、全国社会福祉協議会によります社会福祉法人における物価高騰への支援の国への要望など、社会福祉施設に関する補助単価の引上げを求める機運が全国的に高ま

り、国の新年度予算への反映を見極めていたことから、令和5年度の新年度予算は見送り、6月議会定例会に予算計上をしたものでございます。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） この6番と7番は質問の内容がちょっと違ってきましたので、せっかく傍聴の皆さんがたくさん見えますので、私自ら答弁いたします。

前の町長が買うと言ったら土地は買うのかという、契約するのかということですが、この問題は令和2年8月、前町長はもう既に引退すると表明しておりました。にもかかわらず土地を買うという。後で聞きましたが、普通ならもう買うときは農地転用並びに測量、契約する間に三、四か月かかるんですよ、最低でも。となると、辞めたときにはもう既に町長ではないんですよ。どうしてその土地を買うのかと疑問があったんですよ。岩田議員は土地買うのは賛成と苦しい言い訳しておりましたが、本当は買ってほしくないような言い方だったですね。

前からこのやすらぎ苑の土地は駐車場がないということで、大勢の方から駐車場を確保してほしいという声もありました。しかしながら、前町長が辞めると言ったにもかかわらず買ったことに、さっきも言いましたがちょっと疑問あったんですよ。自分が継続するというなら、例え選挙へ出て負けてもそれは仕方ないんですが、辞めると言っておいて買う。それはちょっと違うのではないかと。それでいろいろ考えました。本当に必要な土地かどうかということ。

契約というのは口約束でも契約なんですよ。岩田議員も不動産やってみえるで多分知ってみえると思いますが、口約束でも契約なんですよ。書面でなくても。現状を見たら測量してあるんですよ。それを買わないというのはおかしいんじゃないですか。だから1年待ちましたが、そういうことでこの土地は必要ではあると。

となると、もしこれをほごにすれば、岐南町としてもやはり契約不履行になります。当然のことではありますが、町として契約不履行するなら買っておいたほうが良いということを買ったんです。そういう状況であります。

そして羽栗グラウンドの件について、計画性が全くないというような発言がありましたが、とんでもないことですよ。皆さん知っているように、南半分が笠松町の土地だったんですね。それを笠松町の町長から突然の依頼で、あの土地を買ってもらえませんかということになりました。何回も言いましたよ、これは。

その土地を買うのにも、よそへ売ったらどうなるんですか、南半分。岐南町は土地北半分ですよ。現実に南半分を買いたいという人もおったんですよ。工場ですよ。工場が前に建ったら北半分どうなりますか。日が当たらなくなりますよ。

ということ踏まえると、突然の話であっても、笠松町の町長からの依頼があった

以上はやはり検討すべきではないかと。元々羽栗社会教育施設だったんですが、あの土地は学校組合立羽栗中学校だったんですよ。

だから笠松町の土地、岐南町の土地、若干笠松町の土地が南半分は多かったんですが、岐南町が買うのは当たり前じゃないですか。よそへ売ったらどうなります。取りあえず突然の話であっても、その計画書の中で書いていなくても、これは隣町の町長からの依頼であり、土地の存在が岐南町であることから、やはり岐南町が買うべきだと私は思っていました。皆さんに諮った。

笠松町の人も、笠松町の議員の方も堤防の乗り入れを造るという話もありました。ある議員は、これは下羽栗地区の土地の関係だから下羽栗地区のために使ってほしいということを知りました、笠松町の議員さんから。それは岐南町が口出せることではありませんので、分かりましたと、自由に使ってくださいというのは言っておきました。

だからそういうことで、突然の話であっても、やはり緊急性を要する場合は皆さんに諮って買いました。独断で買ったんじゃないですよ、2億4,000万という金ですから。

だから、この土地鑑定評価も笠松町と岐南町のそれぞれの土地鑑定士によって安いほうを選ぼうということを決めたんですよ。たまたま2万円の差であって笠松町のほうが安かったから笠松町のほうに依頼したんです。この値段で売買規約を結んだんですよ。

そういう経緯もありますので、言われるのわからんわけではないんですが、やはり緊急性を要するので羽栗グラウンドの土地は買ったと。

今何を考えているかということ、先ほど岩田議員が言われたように、やはり子供の居場所づくりが少ないんじゃないかと。岐南町に住んでよかった町、選ばれる町になった以上は、やはり子供の遊ぶ場所が少ないということで、周辺の市町、岐阜市、各務原市、瑞穂市、笠松町へみんな遊びに行かれるとなると、岐南町には何があるんだと。ただ交通の利便性がいいだけ、飲食業があるだけというのではなくして、やはり岐南町の町で遊んでいただいて、居場所づくりは考えております。

これは今言いますが、東半分を、今の噴水あるところですか、ずうっと南のほうまで考えております。それを皆さんの前でまた具体的に示そうと思っておりますが、岩田議員が言われたもんで言いますので、構想としてはあります。

岩田議員の言われたことにも共感するところもありますので、全部否定するわけはありませんが、やはり慎重にやっております。勝手に、無秩序に、金がないのに買っているわけではありません。ちゃんと予算を計上し、この前も言いましたが、収入

を得た以上、支出も同程度の金額でやっている、できるだけ支出を抑えておる、こういう方針でやっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 岩田議員の1項目め、小島町政についての8番目のご質問、予算組みとして3億円の貯金ができたとっておみえになるが、経常収支比率から見たとき、大きな事業が計画されていないからではないかについてお答えを申し上げます。

地方公共団体の財政構造の弾力化を判断する指標として経常収支比率が用いられます。経常収支比率とは、地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源がどの程度経常的な経費に充てられているかを示す指標で、財政構造の硬直化を表すバロメーターとされているものでございます。

本町の経常収支比率は、令和2年度90.4、令和3年度85.6、令和4年度91で高止まり傾向でございます。経常収支比率が高いということは、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを示し、財政構造の弾力化が低いこととなります。

令和4年度につきましては、少子高齢化社会を背景に扶助費などの経常経費の増加が見込まれる中、財源に国庫負担金を活用した東小学校北舎増築工事や、国庫補助金を活用し複数年にまたがる事業計画を立てて実施している下印食雨水幹線整備事業など大きな事業を実施しており、投資的経費は令和3年度を上回る決算額となりましたが、効率的な財政運営を実施いたしましたことから、財政調整基金3億2,350万円、減債基金1億2,807万2,000円、公共施設建設事業基金5,710万円など、合計で5億1,693万2,400円の基金を積み立てることができました。

また、地方債現在高につきましては、令和3年度末51億4,069万3,323円から3億702万9,106円減少いたしまして、令和4年度末は48億3,366万4,217円となりました。

いずれにいたしましても、今後の長期財政需要として、老朽化した施設の大規模改修事業やごみ処理施設建設事業負担金等多額の需要額が見込まれる中、喫緊の政策課題に対応し、将来を見据えた堅実で持続可能な行政運営を進めていくために、財政基盤の強化を図り、より効果的・効率的に行政サービスを提供いたしてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 岩田議員の1項目めの9番目の線状降水帯の対策についてお答えいたします。

ここ数年、毎年のように線状降水帯による顕著な大雨が発生し、全国各地で甚大な被害が発生しております。線状降水帯による大雨は災害発生危険度を急激に高めま

す。しかし、現在の技術で線状降水帯を正確に予測することは難しく、本町のみならず、国、各自治体は備えと対策に苦慮しているところがございます。

現在、本町に関係する継続的な治水の対策の広域的な事業といたしましては、大雨時における木曾川高水位の軽減対策として絶大な効果を発揮する新丸山ダム建設事業や、総合治水対策特定河川事業として進めております境川改修事業がございます。また、町独自の治水対策といたしましては、雨水を速やかに河川へ排除するための雨水幹線整備事業や、町内に降った雨が支線を伝い一気に河川へ流出することを抑制するため、貯留施設を順次整備してまいりました。

今年度につきましては、八剣北地内下印食雨水幹線排水路の断面拡幅工事、平島2丁目地内東海北陸自動車道アンダーパス部分の道路冠水対策として、排水ポンプの能力が十分発揮できるよう、一部配管の改修工事を予定しております。

令和3年5月に、下水道法を含む特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律の公布により、下水道事業計画の記載事項への計画降雨の追加や民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設が規定されました。

今年度、本町におきましても、気候変動の影響を踏まえた下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標を定めた雨水管理総合計画の策定に着手したところがございます。この雨水管理総合計画は令和7年度の策定を目指しており、区域ごとに浸水リスクを評価、各地区における都市機能や地域の状況に応じたきめ細かな整備目標を設定し、雨水幹線環境整備計画に反映させるものでございます。

一方、各排水路施設の機能維持管理では、水路内の堆積物の撤去や除草を実施し、雨水が円滑にかつ速やかに排除できるよう管理に努めております。

また、水路同士が交わるサイフォン構造箇所では、スクリーンを設置し、草やごみなどの異物が混入しにくい構造としておりますが、日頃より定期的なスクリーン清掃を実施することで、雨水が滞留しないよう維持管理を徹底しております。

いずれにいたしましても、ハード面の治水対策整備のみならず、近隣自治体、羽島用水土地改良区や水門の管理者である農業従事者と水路管理について密に連携を図りながら、今後も水害に強いまちづくりを進めてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の10番目のご質問、仮称J R岐阜南駅構想はどうなったのかについてお答えいたします。

このご質問につきましては、本年3月議会定例会において、岩田議員よりJ R新駅を含む円城寺厩舎跡地の開発構想についてという全く同じ趣旨のご質問があり、ご答弁をさせていただきましたが、その後、議会に報告すべき事業の進展はございません。

この件に関わる本年度の予算の執行状況といたしましては、岐南町・笠松町まちづくり調査研究業務を、笠松町と共同で公益社団法人岐阜県都市整備協会に委託しております。年度末までには、長期的に両町に発展をもたらす当該エリアのまちづくり構想案が、整理された課題とともに複数提出される予定でございます。

また、県におきましては、令和5年3月の県議会で田中勝士議員の質問に対して、古田知事は、円城寺厩舎の跡地は民有地であり、一義的には土地の所有者が厩舎移転後の利用を考えるものであるとしながらも、跡地はまとまった広大な土地であり、活用の仕方によっては今後のまちづくりに大きく影響をし得る可能性を秘めた土地であると答弁され、魅力あるエリアにもなり得るとの見解を示されました。

本町も笠松町もこれと同じ認識でございますので、今後も県、岐南・笠松両町が連携し、様々な見地からの調査・研究や、地域の活性化に向けた地主をはじめとする地元コンセンサスづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

- 議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。
午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

- 議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

9番 木下美津子議員。

- 9番（木下美津子君） 9番議員 木下でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。通告に従い、4項目を分割質問させていただきます。

1項目めは、子供たちに文化芸術鑑賞の機会をについてお伺いをいたします。

2020年2月以降、国による自主要請を受け、文化芸術の公演やイベントが中止・延期が相次ぎ、それを受け、小・中学校での文化芸術を鑑賞する機会も失われています。2021年度より劇場や音楽会場等の子供の鑑賞体験支援事業として、18歳以下の子供に対し、文化芸術の鑑賞のためのチケット代を全額無料の制度もある中で大変残念なことでしたが、コロナが5類に移行して、再び各地の小・中学校で一流の文化芸術団体の公演が行われはじめ、また、博物館や美術館での芸術作品の鑑賞の機会も出始めたようでございます。文化芸術に触れることにより、ふだんど感じられない感動や喜びを得ることが出来ます。岐南町の子供たちにもぜひ体験させてあげたいと思います。そこでお伺いをいたします。

1つ目、こうした子供たちへの文化芸術鑑賞に対してどのようなお考えをお持ちで

しょうか、お聞かせください。

2つ目、今年度、またそれ以降のこうした文化芸術鑑賞の具体的な予定、またそれに向けての動きは等、どのように進んでいるのでしょうか、お聞かせください。

以上で1項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員の1項目め、子供たちの文化芸術鑑賞の機会の1番目のご質問、文化芸術鑑賞に対しての考えについてお答えをいたします。

文化芸術に触れる機会は、児童・生徒の文化芸術に対する興味・関心を高め、想像力や思考力、コミュニケーション能力等を養うためにも極めて重要であると考えております。このことは、音楽や図画・工作、美術等の学習指導要領にも鑑賞の活動を通して感性を育むことや、豊かな情操を養うなどを目標として明記されております。

芸術文化の鑑賞を通して本物に触れることは、真の価値に気づき、深める機会となります。また、未来の芸術家の育成、あるいは文化芸術に精通した鑑賞を増やすなど、優れた文化芸術を継承、維持発展させるとともに、人生の豊かさにつながるものと思っております。こうしたことから、感受性豊かな児童・生徒の時期において、文化芸術を鑑賞することに大変大きな意義があると考えております。

続いて2点目のご質問、今年度、またそれ以降のこうした行事の具体的予定、あるいはそれに向けての動きについてお答えをいたします。

コロナ禍の影響により芸術鑑賞は中断されておりましたが、令和4年度から3小学校とも再開しております。当町全ての小学校において、毎年音楽、あるいは演劇を鑑賞する機会を設けております。

令和5年度は、東小学校において、6月に劇団を招いて演劇を鑑賞しております。西小学校では、10月5日に音楽ユニットを、北小学校では12月22日に劇団を招き、それぞれ鑑賞する予定でございます。さらに北小学校では、文化庁が実施する文化芸術による子供育成推進事業に応募したところ、聴覚障害者が参加している人形劇団による児童劇を10月5日に鑑賞できることになりました。

岐南中学校においては、プロが披露する文化芸術に触れる本年度の計画はございませんけれども、現在は合唱活動に力を入れており、全校の合唱発表会を通して学級文化や学年文化に触れたり、確かめたりする活動を計画しております。

また、同校吹奏楽部においては、羽島郡プラスフェスタに参加し、笠松中学校、岐阜工業高等学校、また一般の方で構成されているウインドアンサンブル岐阜と共演をするなど、文化性を高める活動も行っております。

地域には、岐南町伏屋の獅子芝居や夢飛翔太鼓等があり、各学校とも地域の文化に

触れる機会を積極的に取り入れており、今後も児童・生徒の感性を高める機会が続くよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 2項目めの質問に移ります。

2項目めは、小・中学生1人1台の端末の活用状況についてお伺いをいたします。

国は、多様な子供たち一人一人の特性や関心、また環境などに応じた学びを強力に推進し、誰一人取り残すことなく、それぞれの資質・能力を一層確実に育成できる教育環境の実現へとしてGIGAスクール構想の下で、1人1台のタブレット端末が配備されました。これは、視点を変えれば、教育改革の柱である個別で最適な学びと共同的な学びに必要なものです。また、不登校、特別支援、病気療養、外国籍等の多様な子供たちの実情や特性に応じた学びを保障する上でも重要なものであると考えます。

そして、コロナ禍の中でその活用が大きく広がりを見せたようです。ある学校では、校内研修で授業での活用例を紹介し、各自の授業に生かせるように共有を図ったり、文部科学省提供など様々なツールがあることを知り、各自の授業での活用を考えたり、教室に入りづらい児童に教室の様子の動画を別室に送り、雰囲気を少しでも感じることができるようにと試みも行っている等の活用例もあります。

こうした中、1人1台の端末の利用について、地域間・学校間で格差が生じているとのことです。例えば、全国調査で小学校6年生の授業で、1人1台のタブレット端末をほぼ毎日利用している割合は、全国都道府県別で約2割から8割と大きなばらつきがあります。こうしたことからお伺いをいたします。

1つ目、1人1台の端末の授業等での活用事例を具体的にお聞かせください。そして、毎日活用している割合をお聞かせください。

2つ目、1人1台の端末で欠席届、健康診断簿等への活用もあります。岐南町の活用状況と今後の推進計画をお聞かせください。

3つ目、不登校、特別支援、病気療養、外国籍等の児童・生徒への活用状況と今後の推進計画をお聞かせください。

4つ目、1人1台端末の活用と、GIGAスクール構想によって進むデジタル化の学校現場教育へのメリット・デメリットをお聞かせください。

5つ目、岐南町において、1人1台の端末の活用状況で、学校間の格差、また他市町との格差はありますか。あるとすれば原因は何が考えられますか、お聞かせください。

以上で2項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員から5点のご質問をいただきました。順次お答えをいたします。

1番目のご質問、授業での活用事例と活用割合についてお答えをいたします。

授業において、以前ではマイクロソフト Teams を活用した遠隔の講師によるテレビ会議や交流学习、インターネットを活用した検索、あるいは計算や言葉の反復学習が中心でございましたけれども、現在はロイロノート・スクールという学習支援クラウドのアプリケーションによって、教師、児童・生徒が双方向で資料のやり取りをしたり、思考の可視化、あるいは意見の共有ができるなど、その活用も進化してきております。

これらのことによって、現代社会で必要とされる、自ら考え表現する、あるいは、主体的かつ協働的な学びができるようになってきております。

活用割合につきましては、令和5年度の学力・学習状況調査によりますと、昨年度の岐南町小学5年生の12.8%、中学2年生の20.0%が毎日授業で活用すると回答しています。これを週1回以上の活用で集計をすると、小学校5年生で74.1%、中学3年生で93.1%となっています。

一方、教師が回答する学校質問紙というのがございますが、その回答では、ほぼ毎日活用していると回答した学校は、小学校1校、週3回以上活用していると回答した学校は、小学校、中学校、各1校、週1回以上活用していると回答した学校は、小学校1校という実態でございました。

また、授業以外の場面でもタブレットを活用して勉強していると回答した児童・生徒は、小学校6年生で74.4%、中学校3年生で76.5%でした。

授業場面におけるより有効な活用方法の周知や活用頻度の向上が現在の課題とも捉えております。

そのため、教育委員会といたしましては、ICT活用リーダーの職員を育成するとともに、情報教育主任を対象としたICT推進委員会の充実を図っております。

今後も、授業改善に関わる情報提供や支援が充実するよう努めてまいります。

続いて2点目のご質問、欠席届、健康診断簿等への活用についてお答えをいたします。

欠席届につきましては、岐南中学校、東小学校、北小学校はすぐーるを、西小学校はLEBERというアプリケーションを利用して保護者のスマートフォンから学校と欠席連絡のやり取りを行っております。また、健康診断に関する書類では、県内統一様式のTe-Comp@ssというアプリケーションがございます。それを使っております。学校におけるほぼ全ての公簿を管理するとともに、令和6年度までにはこのシステムを

使って公立高等学校の受験も完全にペーパーレス化できるよう移行しているところでございます。

当町の学校といたしましては、ICTを活用した連絡方法、また公簿管理のDX化について、県内のシステムとの親和性を鑑みながら積極的に推進しているところでございます。

続いて3番目のご質問、不登校、特別支援、病気療養、外国籍等の児童・生徒への活用についてお答えをいたします。

何らかの事情で学校や教室に来ることができない児童・生徒が学びを継続するための手だてとして、マイクロソフト Teams を使ったオンライン授業がございます。こうした授業は、コロナ禍よりいつでもできる環境を整備しております。また、特別支援学級や外国籍、ディスレクシア等により読むことに困り感のある児童・生徒には、デージーという教科書を読み上げるアプリケーションがございます。タブレットを使ってできるようにしております。

今後は、そうした一人一人のニーズを十分にくみ取り、必要なアプリケーションの導入であるとか、あるいは活用方法の研修、先進的な取組に注視して対応していきたいと考えております。そのためにも、学校と教育委員会、町の担当部局とより密な連携が図られるよう努めてまいります。

続いて4番目のご質問、デジタル化への学校現場でのメリット・デメリットについてお答えをいたします。

初めにメリットでございますが、遠隔地との双方向交流型授業であるとか、最新の情報やデータを自ら検索できること、授業支援クラウドの導入により、校内でも双方向の資料のやり取り、思考の可視化、意見を共有する授業ができること、スクラッチなどのアプリケーションソフトを使うことで、一人一人がより実践的なプログラミング学習ができること、次期教科書より本格的に導入されておりますQRコードによるデジタル資料への対応ができること、保護者への連絡が即時に対応できること、各種公簿のペーパーレス化を実現できること、ほかにもありますけれども、などが上げられます。

一方、デメリットにつきましては、動画やインターネットの過剰使用に伴い睡眠時間が遅くなるなど生活習慣の乱れが生じる可能性があること、オンライン上にあふれる情報の信憑性を見極めることが難しくなること、本人の自覚のないまま他人とつながってしまうこと、あるいは子供たちが個人情報を容易に流出させてしまうことなどが上げられます。

社会のデジタル化は、学校だけにとどまることではありません。デジタル社会に参

画する態度の育成には十分配慮しつつ進めてまいりたいと考えております。

また、タブレットの管理に関わりまして、例えば修理を行う場合は多額の費用が保護者負担となります。現在、当町では、不具合による故障につきましては保険に入っておりますけれども、使用中の破損により修繕が必要となった場合は保護者負担となります。高価な物を貸与することになり、今までにないリスクが発生してきており、様々なリスク管理の必要性を強く感じているところでございます。

続いて5番目、最後のご質問でございますが、1人1台端末の活用状況で、学校間の格差、他市町との格差及びその原因についてお答えをいたします。

当町の学校においては、タブレット端末機器や導入するアプリなど、基本的には同じものとしております。その上で、学校ごとの教育課程により、デジタル図書の活用、動画を用いた技能評価、AIドリルを使った反復学習、マイクロソフトTeamsによるオンライン交流、ロイロノートによる相互の交流授業ができるよう準備をしております。

また、教育委員会といたしましても、ICT推進リーダー教員を育成し、その取組を町内各校に広めるため、ICT推進委員会を実施しております。

さらに、今年度の羽島郡教職員夏季研修会では、遠隔地との交流、これは鹿児島へ派遣している教員と行いましたけれども、円滑に行うためのZoom実演演習、岐阜工業高等学校の建設工学科と連携をして、ドローンの体験、CADの体験、BIM、これは3Dモデル設計ソフトだそうですが、そうしたものの体験、VR体験研修を行い、教職員のICTスキルの向上に努めております。

議員ご指摘の県内他市町との格差につきましては、導入しているアプリやタブレットの仕様にも1つの要因があると思われれます。例えば、昨年度、ロイロノートを導入しましたが、このことによって、児童・生徒同士や教師と児童・生徒間で学習のデータの双方向のやり取りが容易にできるようになったことなど、活用の幅が大きく異なってきます。

仕様の面では、岐阜市のタブレットはLTE仕様であり、Wi-Fi環境がないところであっても通信のやり取りができる反面、通信費に課題があるとも聞いております。

羽島郡二町教育委員会といたしましては、各町、各学校の意図や独自性を担保しつつも、現代社会のニーズに合った教育を進めるために、各種研修会の実施であるとかICT推進リーダーの育成等により、教育のDX化に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 続きまして、3項目めの質問に移ります。

子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種が終了するに当たってお伺いをいたします。

令和4年度に子宮頸がんワクチン、HPVワクチンの積極的勧奨が再開されました。それに伴い、約9年間の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も、3年間の期間限定、これは令和4年4月から令和7年3月までのこの期間に限り、定期接種と同条件で無料接種ができるキャッチアップ接種が実施されてきました。また、令和5年度からは、より効果が高い9価HPVワクチンの定期接種も追加されました。

定期接種の対象者は、小学校6年生から高校1年生相当の女子となっています。キャッチアップ接種の対象者は、1997年度生まれから2006年度生まれで現26歳から高校2年生相当まで、また令和6年度は2007年度生まれも対象となります。

ワクチンは3回の接種が必要で、少なくとも半年間かかります。そのため、3回を無料接種で完了するためには、令和6年9月末までに初回接種をする必要があります。この1年がキャッチアップ接種の対象者世代にとってのラストチャンスとなります。

子宮頸がんは、毎年約1万1,000人の女性が罹患し、約2,900人が亡くなっております。また、若い20代・30代の年齢で発症する割合が高く、がん治療で子宮を失ってしまう人も年間約1,000人いると言われております。日本では、25歳から40歳の女性のがんによる死亡の第2位で、近年増加傾向にあります。

ピロリ菌が原因の胃がん、またヒトパピローマウイルスが原因の子宮頸がんは、予防できるがんです。1人でも多くの対象者が接種できるよう、現時点での接種対象者の状況と今後の接種推進についてお伺いをいたします。

1つ目、岐南町のキャッチアップ接種対象者は何人おられますか。

2つ目、令和4年度から現在までのキャッチアップ接種対象者の接種率をお聞かせください。

3つ目、キャッチアップ接種以前の接種対象者の接種率と比べるとどういったことが考えられますか、お教えてください。

4つ目、キャッチアップ接種最終年度の令和6年9月までに未接種者全員に最終期限のお知らせ、また安全性に対しての国の見解等を送るべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

以上で3項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の3項目め、子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種の終了に当たっての1番目のご質問、本町のキャッチアップ接種対象者は何人かについてお答えいたします。

まず、子宮頸がんワクチン接種に関しますこれまでの経緯についてご説明いたします。

子宮頸がんワクチンは、平成25年4月に予防接種法に基づく定期接種に位置づけられ、積極的勧奨の下、小学6年生から高校1年生相当の女性を対象に接種が進められました。しかしながら、蕁麻疹や呼吸困難などの重い副反応を受け、2か月後の6月には積極的な接種勧奨が差し控えられました。その後、専門家による協議が重ねられ、有効性や安全性が確認されたことから、令和4年4月より積極的な接種勧奨を再開し、今日に至っております。

したがいまして、本町におきまして、平成25年6月以降に接種していなかった平成9年度から平成18年度生まれの対象者、いわゆるキャッチアップ接種対象者は1,190名であります。

次に、2番目のご質問、令和4年度から現在までのキャッチアップ接種対象者の接種率についてお答えします。

子宮頸がんワクチンの接種は、6か月間の期間を設けて3回行う必要があることから、このたびのキャッチアップ接種は、令和4年度から6年度までの3年間の期間が設けられております。令和5年7月末時点の接種率は、1回目接種者が22.9%、2回目が20.8%、3回目は18.2%であります。

次に、3番目のご質問、キャッチアップ接種以前の接種対象者の接種率から考えられることについてお答えいたします。

まず、キャッチアップ接種が実施される前年の令和3年度と、キャッチアップ接種が実施された令和4年度について、3回目接種を終えた人数などをご説明いたします。

令和3年度は29人、率にして1.5%、令和4年度は63人で、同3.2%が接種を完了し、これまで3回目接種を完了した方は、令和5年4月末の累計が267人、対象者全体の13.6%でありました。同一対象者が年度をまたいで接種しているケースがございますので厳密な比較は困難ではありますが、国による積極的な接種勧奨を受け、キャッチアップ接種対象者、定期接種者ともに接種率は明らかに増加いたしました。

本年4月からは、従来の2価ワクチン及び4価ワクチンに加え、新たに9価ワクチンが定期接種で使用できることとなりました。2価及び4価ワクチンは、予防可能な感染症や皮膚病の原因となるヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVの種類が少ないワクチンですが、9価ワクチンは7種類のHPV感染などに対する予防効果が期待できます。今後、9価ワクチンの普及拡大に伴い、さらに接種率が高まるものと考えております。

最後に、4番目のご質問、キャッチアップ接種最終期限までに未接種者全員へのお

知らせ、安全性に関する国の見解等を送るべきではについてお答えいたします。

キャッチアップの接種期間は令和6年度末であることや、3回の接種完了までに6か月を要することから、キャッチアップ対象者のうち未接種者については、令和6年9月末までに1回目の接種を終える必要があります。そのため、本年度については、町主催の子宮がん検診やサンデー健診、10月に開催する健康フェアにおける広報活動などを通じ、接種を迷っておられる対象者や保護者の不安解消につなげてまいります。

また、令和6年度当初には、厚生労働省作成のリーフレットを対象者全員に改めて通知し、がんの発生リスクや予防接種の効果、副反応に関する正しい情報を提供してまいります。

さらに、国立がん研究センターや日本産婦人科学会などが公表するHPVワクチンの効果や安全性に関する科学的根拠に基づく最新情報を随時提供してまいりたいと考えております。

以前、町内の医療機関で子宮頸がんワクチンを接種した方から、ワクチン接種で予防できるがんなので接種して安心したとの声があったことを伺いました。コロナ禍では、ワクチンの有効性を多くの住民が実感したところであり、多くの対象者に子宮頸がんワクチンを接種いただけるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 4項目めの質問に移ります。

認知症基本法成立に当たってお伺いをいたします。

6月14日、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、言い換えれば、共に生きる共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立いたしました。首相を本部長とする推進本部を設置し、本人や家族等の意見を反映させた国の基本計画を策定するとした新しい法律です。

都道府県や市町村による推進計画の策定は努力義務となっております。世界で最も高齢化が進む日本では、2025年に65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になると推計されています。基本理念には、65歳未満の若年性認知症の方も含む全ての認知症の人が、基本的人権が守られ、自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができるよう明記されています。

言い換えれば、認知症の人は何もできないといった考え方ではなく、認知症になっても尊厳と希望を持って暮らせるという人権重視の新しい認知症感を導く法律で、認知症の人の症状のみにとらわれず、人間性を大事にしていく施策を進めるための羅針盤でもあります。

認知症の人の意見表明や社会参加の機会の確保、また最近の報道で2022年に行方不

明の届出があった認知症の方は過去最高の1万8,709人で、ほとんどは無事発見されていますが、491人の方が死亡が確認され、見つからない方もおられるということです。岐南町においても、時々、高齢者の行方不明の放送があります。認知症をめぐる課題は山積していると思いますが、以前、岐南町において、もの忘れ外来の奥村先生の講演を開催していただき、多くの方が参加されましたが、こうした地元に専門医がおられることも行政としても今後大きな支えとなると考えます。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、現在、岐南町において認知症と診断されている方は何人おられるのでしょうか。

2つ目、高齢者等の行方不明に関しての見守り体制の整備をどのようにお考えでしょうか。また、GPSの活用でキーホルダー型やタグ型の見守りGPSへの補助等のお考えはありますか、お聞かせください。

3つ目、努力義務となっております認知症基本計画策定について、岐南町として今後どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上で4項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の4項目め、認知症基本法成立に当たってに関する1番目のご質問、岐南町における認知症と診断された人数についてお答えいたします。

本町において認知症と診断されている方は、国民健康保険のデータベースにおける要介護認定者の有病状況によりますと、本年3月末現在、438名であります。2年後の2025年には65歳以上の国民の2割が認知症になるとの国の推計割合を本町に当てはめると、約1,200名であり、現時点で本町の認知症患者の割合はかなり少ない状況にあります。

しかしながら、認知症予防は早期実施が重要であるとの認識の下、軽度認知症や認知症予備軍を早期に発見し、生活習慣の改善指導を行う脳いきいき健康チェック、フレール予防のためのキラリ若返り講座の開催、地域住民主体の運動自主サロンにおける相談事業や認知症予防の普及啓発、介護予防サポーターの養成事業など様々な対策を講じているところでございます。

今後の高齢者の増加を見据え、引き続き認知症予防事業の充実に努めてまいります。

次に、2番目のご質問、認知症患者の見守り体制と見守りGPS機器への補助の考えについてお答えいたします。

まず、現在実施されている見守り事業をご紹介します。

平成24年度より、新聞販売店や電気・ガス会社、配達業者などが家庭訪問時に高齢者の生活上の異変などに気づいた場合、役場に通報する高齢者見守りネットワーク事業を実施しております。町と協定を結んだ26の協力事業所を対象に、認知症への理解や対処方法などを習得する認知症サポーター養成講座の研修を年1回実施しております。今年度は、道に迷った高齢者を見かけた際の対応や警察署への通報方法などに関する研修を実施する予定であります。幸い、直近3年間では通報はございません。

また、認知症患者を含め、高齢者全体を見守る仕組みといたしまして、高齢者世帯等見守り事業がございます。見守りを希望する高齢者が、家族や知人などの緊急連絡先や病氣・体調などを記載した個人情報をご提供いただき、地域包括支援センターや民生委員、社会福祉協議会の職員が、健康づくりや健康サロン活動などのチラシ配付、行事への参加呼びかけなどを通じて見守る事業でございます。

民間事業者や地域住民と一体となったこれらの見守りシステムと並行して、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員による戸別訪問や相談事業、また電話による安否確認などを随時行っているところでございます。

次に、議員ご提案の見守りGPSでございますが、本町では、昨年度より岐阜羽島警察署の協力の下、認知症高齢者の徘徊や行方不明を防ぐため、高齢者見守りSOSステッカー事業を実施しております。認知症やその疑いがある高齢者の家族の申請に基づき、要介護認定に認知症自立度Ⅱa以上と判断された方に対し、登録番号入りの見守りSOSステッカーを1人30枚配付し、対象者の衣服や所持品などに貼付していただくものでございます。SOSステッカーには、地域包括支援センターや警察署の電話番号が記載されており、対象者を発見した場合、速やかに保護できる仕組みであります。

GPSを活用した徘徊防止システムは、24時間正確な位置情報が把握できるメリットはありますが、GPSを所持せずに外出した場合や、紛失のおそれ、あるいはGPS機器を常に充電する必要があるといったデメリットもございます。本町におきましては、幸い、認知症高齢者の徘徊通報、あるいは警察事案等がほとんど発生していない状況でございますので、高齢者見守りSOSステッカー事業を広く周知し、定着させてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、認知症基本計画策定に関する町の考えについてお答えいたします。

本年6月16日に認知症基本法が公布されました。1986年、当時の厚生省による痴呆症老人対策本部の設置から37年を経てようやく制定され、認知症患者やその家族、医療や介護に携わる方々が待ち望んでいた共生社会の実現に向けた大きな第一歩である

と受け止めております。同法の基本理念には、認知症患者の基本的人権の尊重をはじめ、国民の理解促進、認知症の方の社会参加や能力発揮、良質な保健医療や福祉サービスの提供など7項目が明示されました。国や地方公共団体は、基本理念に基づく認知症施策を策定・実施する責務を有するとされ、今後、認知症患者や家族の意見を踏まえた認知症施策推進基本計画を国が策定することとなります。

また、地方公共団体につきましても、同法第13条において、市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされたことから、国が策定する基本計画や作成要領などを受けて本町の計画策定を進めることとなります。

なお、これまでの本町における認知症対策の基本的な考え方につきましては、第8期岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本目標の柱の一つである、人間としての尊厳の保持と住み慣れた地域に暮らす権利の保障に位置づけております。したがって、国の基本計画を踏まえた本町の計画策定までの間、当面の対応といたしまして、令和6年度から3年間の計画である第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で第8期の基本目標を踏襲し、目標とすべき数値目標や認知症施策を盛り込み、進捗管理を実施してまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 1点、再質問させていただきます。

ご答弁にありました認知症予防事業の充実と普及啓発を進めていただいておりますこと、大変重要であり感謝申し上げます。ありがとうございます。

最近、正確に言いますと9月8日の新聞で、私も初めて知りましたが、2020年から厚生労働省が始めた事業で、厚生労働省が認知症希望大使を任命して、認知症のご本人が自らの言葉で、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らせることができ、そして全てにサポートが必要ではなく、本人がやりたいという意思を尊重することが大切である等のことを語る活動で、今では地域版の認知症希望大使が各都府県でも任命されていまして、岐阜県でも3名の方が任命されて活動されておられます。

こうした方を岐南町の認知症予防事業や認知症カフェなどの集まりに参加していただいて認知症当事者のお話を聞くことも大切なことだと考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の認知症基本法成立に関する再質問にお答えいたします。

本町におきましては、認知症患者の見守り体制づくりや認知症予防事業などを推進

してきたところでございます。本年度は、令和3年度に岐阜県が認知症当事者に委嘱した議員ご提案の岐阜県認知症希望大使を講師として招き、認知症当事者ならではの苦労話や悩みなどについて意見交換を行う岐南町認知症ミーティングを今月9月30日、やすらぎ苑で開催する予定であり、次年度以降も継続してまいりたいと考えております。認知症に関心がある地域住民をはじめ、民生委員や小・中学生などにも参加を呼びかけておりますので、木下議員におかれましてもぜひご参加いただければと存じます。

本年6月に公布されました認知症基本法に基づく各施策の推進に当たりましては、認知症当事者やその家族の意見を踏まえることとされておりますので、今後も様々な機会を設けてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） 6番議員 松原でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく5項目について質問させていただきます。

まず1項目め、消防団についてお尋ねします。

質問の前に、岐南町消防団におかれましては、昨年度の第71回岐阜県消防操法大会において第5位という立派な成績を取られたこと、また日頃の活動など、改めてお祝いと感謝という思いが深くあり、お伝えしておきます。

さて、近年の岐南町においては、皆さん周知のとおり、地震や台風など自然災害の影響なども少なく、このことは多くの町民の方々からもそのような思いの言葉を聞いておりますが、消防団におかれましては、いつ起きるか分からない火災などに対して日頃より訓練、そしていざというときにはしっかりと活動されるよう過ごしてみえると思います。

近年では、消防団員の成り手不足に対し、報酬の増額など待遇の向上を図っています。また、ここ数年においては、新型コロナウイルスの影響により、世界中の様々なこと、また消防団においてもふだんの訓練など、支障を来していることもあったかもしれません。

世の中の状況としては、今年度より新型コロナウイルスの対応を改め、社会全体が以前のような状態に戻しつつあり、岐南町においても各種イベントや行事など再開されつつあります。

そこで、岐南町消防団の現在の状況や今後の活動、また町の対応など、以下2点についてお尋ねします。

1点目、現在の状況についてお尋ねします。

団員数 —— 男性団員、女性団員あります —— や、消防車両の種類はどのよう、台数など活動に当たり充足しているのでしょうか。

2点目、自動車運転免許の種類が変わってきていることにより、新たに団員となられた方の免許、例えばオートマチック限定であったり、現在の普通免許 —— これは2017年3月12日で変わっていますが —— では運転できない車両がある場合、団員が運転できるよう新たに免許取得するための補助などの対応をするお考えはありますでしょうか。

以上、1項目めでございます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の1項目め、消防団についての1番目の現在の状況について、ご質問にお答えを申し上げます。

消防団員数は、令和5年4月1日現在、条例定員85名に対して男性団員71名、女性団員10名が在籍し、充足率は94.1%でございます。県全体での充足率は91.6%で、比較的高い充足率でございます。

女性団員は、岐南町女性分団として男性団員とは別の活動を行っております。活動内容は、初期消火・応急手当の普及啓発、火災予防活動、AED取扱訓練、町のイベントでの消防団PR・防災防火啓発活動、消防団の式典の運営補助となります。

次に、消防団で使用している車両は、普通消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付積載車5台の計7台となります。普通消防ポンプ自動車のうち1台は野中車庫、もう1台はみやまち車庫に配備されております。また、小型動力ポンプ付積載車は、それぞれ平島車庫、野中車庫、上印食車庫、大山車庫、徳田車庫に1台ずつ配備されております。

活動に当たっての車両の充足につきましては、消防団車庫は6か所配置しており、町内のどこで火災が発生してもすぐ駆けつけることができます。消防水利は町内のほとんどを網羅しており、動力消防ポンプは普通消防ポンプ車2台、小型動力ポンプは5台あるため、充足していると考えております。

次に、活動内容につきましては、火災出動については令和2年は1件、令和3年は

3件、令和4年は2件、令和5年は現時点では出動はございません。

コロナ禍においては、人数を制限するため、定例訓練の日付をずらしてポンプ操法や放水、ホース展張、規律訓練、救助資機材取扱訓練等、また定例訓練以外にも、各分団の班ごとで訓練や水利点検・車両点検、また年末夜警は車両での町内巡回を実施しております。

令和4年度は、県消防操法大会に出場するため、4月から8月までの操法訓練、ぎなんフェスタでは消防団のPRを行い、入団の勧誘を実施いたしました。

令和5年は、4年ぶりの町消防操法大会と操法訓練、定例訓練は全分団で放水・ポンプ操作、規律訓練、救助資機材取扱訓練を実施、今後はぎなんフェスタにおいて消防団のPRや自治会の防災訓練に参加し、さらに年末夜警等の実施を予定しております。

続きまして、2つ目のご質問、取得済みの自動車免許の種類により運転できない団員が、免許取得に当たり、補助などの考えはについてお答えを申し上げます。

貨物自動車による交通死亡事故の削減と若年者の雇用促進のため、平成29年3月12日から車両総重量3.5トン以上7.5トン未満等の自動車が新たに準中型自動車として新設され、これに対応する運転免許として準中型免許が新設されました。そのため、平成29年3月12日以降に普通免許を取得された方は、3.5トン未満の車両しか運転することができなくなりました。

3.5トンを超す消防車両につきましては、普通消防ポンプ自動車2台と野中車庫にございます救助資機材搭載車両の小型動力ポンプ付積載車1台となります。

現時点では、3.5トン未満限定の普通運転免許を所持している団員の割合が少ないことや、3.5トン以上の車両が配属されている班におきましても多くの団員が当該車両運転可能な免許所有者であることから、対応ができております。

しかしながら、今後入団される団員におきましては、普通免許やオートマチック車限定免許しか所持していない団員が増えてくる可能性があることから、更新する消防車両につきましては、車両総重量が3.5トン未満の車両やオートマチック車等の導入を検討するとともに、運転免許取得に対する助成については、近隣市町の動向を見ながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。団員の方でもやっぱり一生懸命やっていただけというところで、町のほうも対応し、きちっとしていただけるといいと思います。

今の消防団について、再質問を少しさせていただきます。

消防団員の充足のため、様々な方法で努力されておられることは承知しております。町のホームページにも団員募集の案内がしてあります。定数85人とお聞きしている中に女性消防団は当初の8人から現在は10人となっており、ホームページでは引き続き募集中であります。何人までが入団可能なのでしょうか。適正人数についてお尋ねします。また、断っているようなことがあったかお尋ねします。

また、男性の団員についてですが、入団に関して自治会長の推薦が必要と聞いておりますが、実際には自治会長がお願いに何うということをしておられるわけですが、やっていただける方については大歓迎であります。その方が自治会に入っておみえじゃないという方のとき、自治会長として自治会員でない方のところをお願いにいくということをやっぱりちゅうちよされてしまうようなことがないように、町の方針として改めて明確にさせていただきたいと思いますが、お考えをお尋ねします。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の再質問についてお答えを申し上げます。

消防団員の定数につきましては、条例で85名とされております。また、消防団の運営に関する規程により分団の組織及び団員の定数配分を定めており、女性分団の定数配分は、分団長を含めると8名となっております。このことから、適正人数は8名であると考えております。しかしながら、消防団員は平常時の訓練活動以外にも、大規模災害が起きた場合、被災者救助や応急手当など様々な支援活動を行う必要がございますことから、消防団員の確保は大変重要であります。現在、男性消防団員の定数に欠員があるため、活動に意欲のある女性に入団していただいております。

消防団員の確保につきましては、苦慮しているところであり、入団希望者について断ったことはございません。また、女性団員につきましては、欠員となった場合の候補者としての募集も継続していきたいと考えております。

男性団員の確保に当たっては、例年、消防団各班長より、退団予定者や欠員により、新入団員の推薦のお願いを早々に自治会長に連絡を入れるようにしているほか、消防団員も新入団員の候補者を知人などに声をかけて勧誘するなど、自治会と連携をして取り組んでおります。

消防団は地域のボランティア活動であり、火災・災害等の出動は、被災世帯の自治会の加入状況に関わらず、全世帯に対して出動しております。「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域住民の安心・安全を守る消防団員の推薦につきましては、自主的・主体的な地域活動を担っておられる自治会によりご推薦いただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） 2項目め、質問させていただきます。

町内施設の現状についてお尋ねします。

現在、岐南町内には、各地域に町民センターや、その他やすらぎ苑、総合健康福祉センターですが、またくつろぎ苑など、そして獅子舞会館といった多くの施設があります。どの施設も、造られたときは本当に必要であると判断されてのことと思います。世の中の状況も変化があり、住民生活の形態としても変わっていくことで、建設当初の目的が必ずしも適合しなくなっているものもあるように感じます。

昨年度まで、新型コロナウイルスの影響により、施設の利用がされなかった場合が多くありました。今年度より新型コロナウイルスへの対応が変わり、多くのイベントや行事など再開されつつあります。そういった状況になってきておりますが、先ほど述べましたように、当初の利用目的が時代とともに変わってきており、例えば町民センターにおいては、以前は町内で葬式などを行っていたときもありましたが、近年では身近なところにJAさんであるとか、そのほかにも葬儀場ができて、町民センターが使われなくなってきています。それら施設の維持管理費など、費用対効果の面からも見直しをしていくべきではないかと思われまます。

そこで、以下2点お尋ねします。

1点目、町内施設、町民センター、そのほか福祉施設などの利用状況と費用対効果など、検証し改善しているのでしょうか。現在の使用としては、自治会であったりそのほか各種団体、学童保育、それからサロン活動、そのほか各種イベント等、また3か所では行われていましたお風呂とかもありましたけど、これらについてと思われまますが、お考えをお聞かせください。

2点目、総合健康福祉センターで昨年度まで各地域の自治会や老人クラブ、また子ども会等、使用していた印刷機が壊れて補充されていないということで、補充してほしいという要望を多くの方からお聞きしておりますが、対応はどのようにされるのでしょうか。

以上、2項目めでございます。

○議長（後藤友紀君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 松原議員の2項目め、町内施設の現状についての1番目のご質問、町内施設、町民センター、その他福祉施設など、利用状況と費用対効果など検証し改善しているかについてお答えいたします。

町内にある施設につきましては、毎月、利用者数など統計を取っており、コロナ禍前の令和元年度と令和4年度の利用者数は、中央公民館が3万4,123人と5万564人、東町民センターが2,223人と7,803人、北町民センターが4,959人と2,496人、西町民セ

ンターが9,387人と8,206人、平島町民センターが2,883人と4,391人、三宅町民センターが9,013人と7,208人、伏屋獅子舞会館が4,806人と2,248人、徳田町民センターが5,221人と3,304人、ほほえみ会館が4,721人と2,794人、実習室が489人と370人、図書館が1万7,547人と1万6,099人。福祉施設につきましては、令和2年度から入浴施設を中止しましたので単純に比較はできませんが、総合健康福祉センターが3万6,342人と1万2,110人、西老人福祉センターが8,680人と624人、老人福祉センターが1万625人と1,442人となっております。

施設により増減はございますが、今後はコロナ禍前の利用者数に近づいていくものと考えております。一方、費用につきましては、人件費、光熱水費、燃料費、委託料等の支出が増えております。

公民館等の施設は、町民の学習、保育、休養及び集会の用に供するために設置された施設であり、図書館は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して町民の利用に供し、その教養、調査・研究、レクリエーション等に資するために設置された施設であり、総合健康福祉センターは、町民の福祉の向上及び健康増進、コミュニティ活動の振興並びに女性の活躍推進を図るために設置された施設です。したがって、費用のみで考えるのではなく、今後とも施設の設置目的の推進のため運営のほうをしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松原議員の2項目め、町内施設の現状についての2番目のご質問、総合健康福祉センターの印刷機の補充についてお答えいたします。

令和3年度まで総合健康福祉センターに印刷機が設置されており、老人クラブに関する資料の印刷や自治会など各種団体の資料印刷などに無償でご利用いただいております。

同センターに印刷機が設置された経緯や設置年度など不明でございますが、役場本庁舎への印刷機の新規導入に伴い、それまで使用していた古い印刷機がまだ使用可能であったことから、故障するまでの間、有効活用する目的で移設されたものであります。

しかし、令和3年12月頃の故障発生を契機に使用不能となりました。それ以降、自治会につきましては役場総務課の印刷サービス、他の団体につきましては中央公民館の印刷機をそれぞれ利用していただくようご案内しているところでございます。なお、役場総務課の印刷サービスは、電子メールなどで印刷データを提供いただければ、広報配付時などの際に印刷物を一緒にお渡しすることも可能であります。

したがって、総合健康福祉センターに新たな印刷機の導入の予定はなく、現行

の印刷サービスをご利用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。

2点目のことで再質問させていただきます。

印刷機の経緯については分かりましたが、今まで活用されていたものをなくして利便性が損なわれてしまうことになり、自治会や老人クラブ、子供会の役員の方々から、以前のようにしてほしいと再三再四、私も直接声を聞いております。

地域的には東校区の方が大半で、関わりを考えると数千人超の町民に関わることであります。

町の仕組みとして、町民にとって利便性が向上していくことが当然であり、不便になっていくことを進められるということは町民サービスに反することです。これについて、個人レベルの話ではなくて、主には東校区の自治会や老人クラブ、子供会といった多くの町民に関わる場所の利便性を損なうということであり、果たしてそれで本当によいと思われるのか、再度お尋ねします。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松原議員の再質問にお答えいたします。

全校区を等しく対象とした印刷サービスとしまして、自治会につきましては役場総務課の印刷サービス、他の団体につきましては中央公民館の印刷機をご利用いただいております。また、老人クラブにつきましては県や町から、自治会につきましては町の自治会絆づくり交付金など、活動経費に対する公的、公費補助もあることから、サービスの低下につながるといった認識はございません。

なお、議員ご説明の東校区の自治会などからの印刷機の設置要望はご理解できますが、町としては現状どおり役場内でご利用いただきますことをお願いしたいと存じます。

これらのことから、総合健康福祉センターへの新たな印刷機の導入は予定してございません。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。

3項目めに行きます。

各種役員に支払われる報酬についてお尋ねします。

岐南町の多くの仕組みの中でいろいろなお役目があり、それらのお役目について、役員の方々には町から幾らかの報酬が支払われているものがあります。金額において

は、それらの役員の仕事量など考慮されて決められていると思われます。国においても、国家公務員など毎年人事院勧告により是正がされており、それに伴って地方公務員、特別職、私ら議員もですが、それらにも反映されているようです。また、最低賃金も更新されており、地域差はありますが、金額としては毎回上昇傾向です。

そこでお尋ねします。

岐南町が各種役員の方々に支払われている報酬について、どのようなものがあるか、またそれらの金額など、定期的に検証されておられるのでしょうか。

一例を挙げると、環境美化監視員についてですが、これは今年度、私もお役目をいただきましたので、今お役目をやっている最中ですが、これは前年度まで任期は2年でしたが、今年度より1年になりましたが、ほかの地域の環境美化監視員の方々からお話をお聞きしたりしたところ、結局のところ次の成り手がいないので、再任で何年もやってみえるという方もあります。

確かに私の地域でも、週2回の可燃ごみ収集場所のチェックや防鳥ネットなどの補修とか交換等、また毎月数回ある、3回、4回とかとやりますけど、リサイクルですね、それから清掃の日などに向けての事前の草刈り作業などいろいろです。やることはあるんですが、例えば時給に換算すると、一般的に言われている最低賃金どころではないんですが、先ほどの消防団員の不足というところにも似ているかもしれませんが、成り手不足の要因にもなっていないかと思ってしまうところでもあります。ただ、こういった役目においてはボランティア的な考えもありますが、今後に向けての町のお考えをお聞かせください。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の3項目め、各種役員に支払われる報酬についてお答えを申し上げます。

本町の各種委員の報酬は、岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例にて定められております。この条例は、地方自治法第203条の2の規定に基づき、議会の議員を除く特別職の職員で非常勤の者に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めているものでございます。さらに、この報酬は、同法同条第2項の規定にのっとり、原則日額報酬とされておりますが、個別の事情により日額報酬とすることに不都合が生じる場合につきましては、月額及び年額等の報酬が決められております。

人事院勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業の従業員の給与水準と均衡させることを基本に行う勧告でござい

ます。

地方公務員の給与改定につきましては、人事委員会が設置されている地方公共団体においては、人事委員会勧告を経た上で改定が行われます。その際、地方公務員法第24条の第2項において、職員の給与を定める際の考慮要素としての一つとして国家公務員の給与が上げられており、人事院勧告を参考にして勧告が行われております。

本町におきましては人事委員会が設置されていないので、一般的に人事院勧告を参考として給与改定を行っております。

最低賃金につきましては、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないもので、対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金になります。最低賃金は、10月を改正発効日として毎年改正しており、岐阜県における最低賃金の推移は、令和2年度は時給852円、令和3年度は時給880円、令和4年度は時給910円となっており、令和5年度は時給950円の予定でございます。

各種委員の報酬につきましては、常勤の地方公務員ではないため人事院勧告の影響を受けませんし、雇用契約等により毎月支払われる基本的な賃金には当たらないので、最低賃金による影響は受けません。しかしながら、報酬額の妥当性につきましては、各種委員の職務内容の変更等があった場合や経済情勢の変動等、近隣市町の状況も勘案しながら見直し等の検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松原議員の3項目め、各種役員に支払われる報酬についてのご質問、報酬額が環境美化監視員の成り手不足の要因ではないかについてお答えいたします。

議員より例示がありました環境美化監視員は、町の環境美化の促進を図るために設置いたしております。また、非常勤職員の特別職としての身分を有し、その職務における報酬を月額7,500円としております。

環境美化監視員の職務として、1. 月4回以上の指定する区域の定期的な監視活動、2. 条例の規定に違反していると認められる行為をした者への指導、3. 不法投棄などの町への通報、4. 環境美化に対する啓発活動など、現在、幅広く活動をいただいているところでございます。

職務を時間給にすると少ないとの議員のご指摘は、平成9年の容器包装リサイクル法により分別収集が必要になったことから、当初の設置目的や職務に加え、資源回収時の分別指導が時間の経過とともに当番化に至った現状を憂慮されてのご指摘と推察

いたします。

このような現状を踏まえ、昨年度、自治会連合会から選任された自治会長と行政幹部が自治会の抱える共通課題を協議し、解決する新たな仕組みである自治会の在り方検討会において、環境美化監視員の成り手不足解消に関する協議を行いました。その協議の過程におきまして、当時の自治会長及び環境美化監視員から、現状の把握、要望などのアンケート調査を行い、様々なご意見をいただきました。その中で、資源回収などの立会い日数、年間42回が大きな負担であり、回数を減らしてほしいとの要望が多くを占めていました。

このアンケート結果などを踏まえ、自治会の在り方検討会で協議を行い、そのご意見を反映し、担い手不足の対策として今年度から監視員の任期を2年から1年に短縮したところでございます。なお、立会い日数の削減については、継続して検討することといたしております。

今回、環境美化監視員の報酬が少ないことが成り手不足の要因と位置づけてはおりませんが、環境美化監視員は欠かせない存在であり、その役割は重要でございます。今後も引き続き、環境美化監視員会の会議等において監視員の皆様のご意見をお聞きしながら、少しでも負担が軽減できるよう協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） ありがとうございます。気持ちよく、皆さんお互いさまというものあるんですけど、気持ちよく仕事をしていただけるような環境というのを町のほうで整備していただけるとありがたいと思います。

4項目めに参ります。

騒音公害防止条例についてお尋ねします。

度々言いますが、日本全国的には人口減少社会となってきましたが、岐南町においては町ができて以来、人口は少しずつですが増加傾向であります。中山間地などにおいては、多くの町が消滅するかもしれないという危機感をお持ちのようですが、岐南町においてはそれほど気にしてはいない状況であります。住むなら岐南町と多くの方に選んでいただけることは、ありがたいことと思います。

この面積の小さな町にコンビニやドラッグストア、医療関係、また飲食店などたくさんあり、生活していく上でも便利でありありがたいことと、これも多くの町民の方々からお聞きしております。

町としては、道路や上下水道など住民が生活しやすいよう整備していく責任があります。町の大半が住居地域でありますので、住みよい環境づくり全てにおいて町には

責任があります。そういった住民が多いほかの町では、安心して生活できるよう条例制定をしています。市街化区域の割合が多く、実際に住宅や人口が増加傾向である岐南町において、住みよいまちであり続けたいと思います。

そこで、以下2点についてお尋ねします。

1点目、過去において騒音等の迷惑に関しての問合せや要望など、どのようであったでしょうか。また、現在はどうでしょうか。日中の工場の音以外にも、夜中に騒いだり、自動車のエンジン音など、対応はどのようでしょうか。安心・安全には、もちろん安眠ということも含まれると思います。

2点目、国や県などの規制法もありますが、岐南町としての取組として騒音やそのほか公害について、条例の制定についてのお考えをお聞かせください。

以上、4項目めでございます。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松原議員の4項目め、騒音公害防止条例についての1番目のご質問、現在までに騒音等の迷惑に関してのお問合せや要望など、どのようであったか。また、日中の工場の音以外にも夜中に騒いだり自動車のエンジン音など、対応はどのようかについてお答えいたします。

音に関する問合せや苦情については、機械の作動音や工場へ出入りする大型車両の走行音などの工場にまつわる音のほか、建物の解体作業や造成工事に伴うなど、年間数件ございます。昨年度は3件、本年度は現在までに1件のお問合せなどがございました。

町では、お問合せのあった案件の中で、建物の解体や造成工事に伴う騒音につきましては、一定の期間で一時的な事案である場合、町から原因者に対して苦情がある旨を伝え、近隣へ配慮するよう声かけをしております。また、その報告において、お問合せ者及び近隣の住民のご理解を得ております。

また、工場からの発生音につきましては、当該事業所に対して、早朝や深夜の作業を控えることや防音対策を取るなど、時間的、また設備的な対応を促しております。

そのほか、日中の工場からの音以外で寄せられた苦情として、事業所の敷地内に停車している大型車両のエンジン音につきましては、当該事業所の代表者と面会し、ドライバーへの周知を徹底してもらうよう要請いたしました。

町では、騒音規制法で定める市町村の届出義務のあるもの、政令で定められた著しい騒音を発生する施設を有した工場や著しい騒音を発生する作業を伴う建設工事に対しては、事業活動の遂行に著しい支障が生じないよう配慮をした上で、改善の勧告や

命令を発することができます。それに該当しないものについては、原因者に対して苦情の内容を伝え、注意を促すといった対応をしております。

議員のご質問にあります夜中に騒いだりする人への対応は、深夜営業に係る事業所への場合を除き、対応はいたしておりません。そのような案件がございましたら、警察へご相談いただきたいと思います。

次に、2番目のご質問、騒音や公害についての条例の制定についてお答えいたします。

環境省では、町が条例等を制定する場合、その規制の方法、内容等については、騒音規制法または他の法令で定める規制の程度を越えないようにしなくてはならない。また、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、本法とは別の見地、すなわち騒音の大きさに係る見地以外の見地から、他の法令による規制がある場合を除き、条例で必要な規制を行うことは可能である。ただしこの場合、あらかじめ主務省にその旨を協議連絡し、法と条例との関係について疑義を生じさせないことと示しております。また、住民の生活環境を保全する一方で、小規模事業者の事業活動に支障が生じることのないように配慮することも必要でございます。

本町におきましては、国が定める騒音規制法とは別の見地で騒音を規制しなければならない、町特有の自然的、社会的条件はございません。したがって、本町として騒音や公害に関する条例を制定する考えはございませんが、住民からの苦情に対しましては、これまでと同様に騒音規制法に基づいた対応をまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 6番 松原浩二議員。

○6番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。現在も家がどんどん住宅が建ってきております。住民の方、増えてきているということで、いろいろそういう問題が起きないように町のほうも注意していただきたいと思います。

最後、5項目め、質問させていただきます。

岐南町の人的財産についてお尋ねします。

以前にも一般質問にてお尋ねしておりますが、岐南町には名物や史跡、その他観光資源などに乏しい岐南町であり、ふるさと納税の対象となる地場産品というのも少なく、税金の町外流出を防ぐために職員の方々も苦慮されたことと思います。しかし、人口減少社会の状況において、暮らしていくことに選ばれている町という状況ということではあります。

そのような状況において人が増えているということは、様々な職業であったり特技

などをお持ちの人的な資源というものが増加しているということで、町としてはこのような大事な人的資源を生かしたまちづくりをすべきではないかと思われま。ただ、人的なものとして、これまでも名誉町民や親善大使など、また、そのほかにも多くの方々が活躍されている場がたくさんあったことと思われま。せつかくそのような役目や仕組みをつくられても、町全体としての認知度が薄く、忘れ去られていることも多くあるように思われま。さきに述べましたように、物的な資源というものが乏しい岐南町においても人的な資源は増加傾向であり、未来に向けてそれらを生かした活気のある、住んでうれしいまちにしていくことが望ましいと思われま。

そこで、以下2点についてお尋ねしま。

1点目、岐南町には名誉町民というものがありますが、現在どなたが選ばれているのか、また選定方法はどのようなかお尋ねしま。

2点目、以前の岐阜国体において、岐南町はなぎなたの会場となり、種目です、なぎなたの会場となり、当時の天皇皇后両陛下がお見えになり、また選手の育成を地元の子らで行い、指導者を職員にされたとお聞きしておりますが、現在、今となつてはです、現在は何の痕跡もなく、そのようなことがあったことも知らない方が多くあるようです。

また、親善大使としてお二方を決め、現在も活動されてみえるところで岐南町の名刺を配って宣伝をしていただいているようですが、今後についてどのようにされるのか、方針をお尋ねしま。特に、町が人に依頼したとき、お願いしたりしたときです、どのような状況になっていくとしてもしっかりとした配慮が必要と思われま、対応をお尋ねしま。

以上、5項目めでございます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松原議員の5項目め、岐南町の人的財産についての1番目のご質問、岐南町の名誉町民についてお答えを申し上げます。

岐南町名誉町民条例第1条には、広く社会の進歩発展に貢献した者に対し、その功績をたたえ、岐南町名誉町民の称号を贈って顕彰すると規定されており、第2条には、称号を贈る条件として、本町に居住する者、または本町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、または産業もしくは学術技芸の進展に寄与し、もつて町民の生活及び文化の向上に貢献し、その功績が顕著で町民が郷土の誇りとして等しく尊敬するものに対して贈るとされており、町長が議会の同意を得て選定いたすものでございます。

これまでに、岐南町名誉町民には2名の方が選定されております。

お一人目は、川出久一さんで、昭和55年4月1日に選定されました。

川出さんは、上羽栗村村長、岐阜県農業委員、岐阜地方裁判所調停委員、岐阜調停協会会長、羽島用水土地改良区理事長、羽島郡東部土地改良区理事長を歴任されました。特に大きな功績といたしましては、羽島郡東部土地改良区理事長として、受益者3,858名、受益面積は岐南町全域に、笠松町旧下羽栗村全域、笠松町金池町、各務原市の一部及び岐阜市の一部を加えた約1,000ヘクタールと、岐南町の枠を超えた広範囲に及ぶ土地改良を陣頭に立って指揮され、完了されたことなどがあり、昭和57年9月にお亡くなりになっております。

お二人目は長縄士郎さんで、平成11年3月19日に選定されました。

長縄さんは、旧八剣村出身。主に日展を舞台に活躍された日本画家で、昭和23年の第4回日展において初入選以降、出展を続けられ、昭和32年の第13回日展及び昭和38年の第6回新日展において特選を受賞、昭和44年の第1回日展において菊花賞を受賞、平成4年の第24回日展において内閣総理大臣賞を受賞されました。

また、昭和48年をはじめとして日展審査員をされ、平成2年には日展評議員、平成15年には日展参与に就任されました。そして、長年の活躍が認められ、平成14年に勲四等瑞宝章を受章されております。

長縄さんは岐南町に数多くの作品を寄贈いただいており、令和3年9月にお亡くなりになられております。

現在ご存命の名誉岐南町民はおられませんが、岐南町名誉町民条例第2条に規定された称号を贈る条件を満たされた方がお見えになれば、ご推挙したいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 松原議員の5項目め、岐南町の人的財産についての2番目のご質問、なぎなたの活動はどうなってしまったかについてお答えいたします。

平成23年にリハーサル大会である第52回都道府県対抗なぎなた大会が、平成24年には第67回国民体育大会が開催され、当時の天皇皇后両陛下もご観覧になりました。大会は、岐南町出身の2名の選手が優勝し、開催地として最高の喜びでありました。また、多くの町民の皆様のご協力により、全国規模の大会を成し遂げることができ、岐南町の歴史を彩る一ページでございました。

当時、なぎなたクラブには町の職員が指導者として従事をしておりましたが、国民体育大会の終了後、本人の意向により退職しております。ほかの競技団体と同様の運営を求められましたが、残念ながら指導者が不在となり、なぎなたクラブは解散となりました。今後におきまして、要望等もございませんので、クラブを発足、指導者を招き、選手を育成する予定はございません。

なお、国民体育大会の成果の一つでありますボランティアの心、来場者を温かくお迎えするおもてなしの心は、協働のまちづくり、自治会活動、サロン活動、見守り活動等に受け継がれているものと思います。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松原議員の5項目め、岐南町の人的財産についての2番目のご質問のうち、岐南町親善大使の今後の取組についてお答えいたします。

岐南町親善大使につきましては、現在、ソプラノ歌手の國光ともこさんとキャラクターフード作家の大島愛子さんのお二人の方に委嘱しております。お二人とも岐南町野中出身ということで、町としてはさらなるご活躍を願っているところでございます。

親善大使の役目は、専らアウタープロモーションであり、町外者の認知度のアップを目指すものと考えております。つまり、お二人の町外での目覚ましい活躍に併せて町を広くPRしていただく機会が増えていくものと考えています。それはまた町に住む人にとっても喜ばしいことであり、我が町への愛着と誇りが、皆さんの間で自然に形成されていきます。

当該事業の今後の取組につきましては、本町の宣伝活動を行うお二人に有用なサポートを続けてまいります。具体的には、町の第一印象となり得る名刺のデザインを素材から一新することを予定しております。また、「ねぎっちょ」や「ししまろ」のキャラクターグッズを効果的に使用していただくことも考えております。さらに、親善大使にとって町の新しい出来事は宣伝活動の材料でもありますので、毎月の広報紙だけでなく、岐南町公式チャンネルや各種メディアの情報も定期的に提供してまいります。

お二人の思い出の中にある「懐かしい岐南町」と発展を続ける「新しい岐南町」が重なり、もっとこの町を好きになっていただけることが宣伝活動のモチベーションにつながるものと考えております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。2時5分から再開いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 7番 櫻井です。

議長に前もって許可いただきました一般質問をさせていただきます。

まず1項目め、私がさきに行った一般質問及び全協での提案等その後の内容をお聞

きいたします。

初めに、1つ、自転車ヘルメット購入補助制度の進捗状況をお聞きいたします。

私は、さきの6月議会一般質問で自転車用ヘルメット購入助成制度の早期採用を提言させていただきました。その折、自転車用ヘルメットの着用は、重傷死亡事故を減らす上で大変重要であると認識しています。議員からの強いご要望もございまして、それを十分踏まえ、十分に考慮、精査しますとご回答いただいております。

当時、岐阜県内では、3市町村が自転車用ヘルメット購入補助を行っていました。現在の実施済み団体は増加して、神戸町、揖斐川町、関市、川辺町の4市町となっております。さらに、全国各地でもこの助成制度は広がりを見せています。

なぜなら、自転車事故は増加し、かつ重傷化していますが、原因も解明され、防止軽減対策は、第一にヘルメット装着にあると非常に明確にされたことであります。何より、町の財政負担が少額で効果が非常に大きく、町民に喜んでいただけることです。安心・安全で愉快的まちづくりには欠かせない対策、自転車ヘルメット購入補助事業です。

私が今ここに手にしている資料は、平成26年から平成30年の5年間の少し古いデータではありますが、この表の自転車乗車中死者数を見ると、ヘルメット装着者では43人、非装着者では1,500人の死者数となっています。交通弱者と言われる子供、高齢者の悲劇が全国各地で広がりを見せています。事故は突然に、まさかの一瞬です。早い対策実施が待たれます。

したがって、ここで重ねて自転車用ヘルメット購入助成事業実施を願いつつ、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

次、2項目め、令和5年7月10日月曜日に発覚いたしました。休日・夜間、当庁舎で不審文書が不法侵入した者により職員の机上、机の上に配付された事件であります。その後、この事件について警察へ直ちに届けられたはずですが。その後の対処方をお聞きいたします。

その全文を読み上げさせていただきます。

この配付文書を怪文書と私は表現させていただきます。

怪文書とは何ぞや。信憑性及び発行者が不明な状態で出回る事実上の匿名の文書です。内容には、その多くは特定の組織、個人などに関する情報と称する類のもの、誹謗中傷もしくは一方的な主張を述べるものとなっています。

怪文書は、相手を誹謗中傷するために用いる文章で、相手に精神的にダメージを与えるだけのものです。その怪文書は、次のごとく文面であります。

職員の皆さんへ。今回の文春や新聞の報道について皆さんはどう思われますか。特

に、文春は民間の雑誌業者で公的機関ではありません。記事として採用されれば、報酬提供者に謝金を払っています。ここで、情報を外部にリークした者、職員はハニートラップの疑いがあります。職員が知り得た情報を勝手に外部に漏えいさせることは、地方公務員法第34条の守秘義務違反になります。

また、仕事中に取材を受けることは、地方公務員法第35条の職務に専念する義務違反です。2回目の文書として、文春の記事には職員宛ての内部メールまで漏えいされていました。

この問題は、文春で全国に知らされたため、当然警察の関心も高く、職員の誰が文春にリークしたか分かれば警察の事情聴取が待っています。それ以外にも、公務の内容を民間である外部に漏らしていないかさらに調査すると思います。違反があれば刑事事件で訴追されてしまいます。その後は厳しい結末が待っています。

私たち職員の間でもお互いに不安が募っています。自分が気に入らない同僚や上司をいつ外部にリークするかと思うと、そういう職員と仕事をしているだけでストレスがたまり、一緒に仕事することが苦痛で、これ以上耐えられません。これからずっとこんな職場のままで果たしていいのでしょうか。一刻も早く平穏な職場に戻ることを願うばかりです。岐南町職員有志一同。というものであります。

ご存じのように、リークとは意図的に情報や秘密を漏らすこと。ハニートラップとは、色仕掛けで異性をだまし、機密情報や利益を得るために誘惑したり、弱みを握って脅迫したりすることとされています。言わばスパイ事件でよく使われます。つまり、当町女性職員が文春に金銭を目的に売ったと町職員が断言しています。

また、地方公務員法第34条、公務員は職務上知り得た重大な個人情報を取り扱うことからの守秘義務です。町長のセクシュアルハラスメントが職務上知り得た秘密、守秘義務というのですか。昔どこかの独裁国家で我が国の元首はばかだと話すと国家機密漏えいで死刑だという笑い話を思い出しました。

同法35条は、職員は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行するために用い、当該地方公共団体がなすべき責務を有する職務にのみ従事しなければならない。これはまさに職員の勤務時間の過ごし方です。

喫煙などの取扱いの検討はどうされたのでしょうか、お聞きしたいです。これには無理があります。一つ一つ検討すれば恥ずかしい文面です。とても岐南町職員の作成文とは思えません。文中にあるように、直ちに警察に届け、ストレスを解消されるべきです。早い解決をすべきです。

しかし、この重要な事柄は、この怪文書が休日の夜間、宿直室のキューブボックス

で定期的に変更され、職員しか知らないはずのID、暗証番号を打ち込み、職員に、宿直員に気づかれず、無人の庁舎内に侵入し、1階から4階までの職員の机の上にランダムにこの怪文書を配り置きし、さらに誰にも気づかれず庁舎を出て行ったということです。まさに犯罪事件以外何物でもありません。

町長は、庁舎出入口に防犯カメラは設置されていないので、犯人特定ができない、するつもりもないと言われる。恐ろしい状況の庁舎の警備保安状況です。もし、不審人物が爆薬物を仕掛けたら、重要書類等を盗んだら、あるいは落書きされたら、侵入者はとにかく好き勝手放題、野放し状態です。

最も重要なことは、この怪文書がまさに町長のセクハラ事件解明のために実施されようとする第三者調査委員会のアンケート用紙が全対象の職員等に配付され、第三者調査委員会開始直前に配付されたことです。誰が何のためにこの時期にこのような犯罪行為をあえてしたのか。私は第三者調査委員会でしゃべるなよの脅迫文書にしか見えません。よって、早急に対処、究明すべき事案にもかかわらず、町長は早々と町職員が行ったことだ、犯人探しはしないと発言されたが、その後、町長は防犯カメラの設置と警察への届出を私がすると発言されました。その防犯カメラ設置を警察へ届けられた以降、どうなっているのか、これらの実際をお聞かせください。

3つ目、コロナ禍で延びている庁舎等の公共施設等における防犯カメラ設置等のお取りになられた防犯システムの強化策の実際をお聞かせください。

4つ目、町長ハラスメント第三者調査委員会の現況と今後の調査方法等が発表できる段階で結構ですけど、あればこの機会にお聞かせください。以上です。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟 土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 櫻井議員の1項目めのご質問、さきに行った質問・全協での提案等のその後をお聞きするについての1番目、自転車ヘルメット購入補助制度の創設提案の件についてお答えいたします。

前回、令和5年第2回議会定例会一般質問にて答弁させていただきましたとおり、自転車乗用時におけるヘルメットの着用は、死亡等重大事故の防止につながります。

令和4年岐阜県内自転車乗用中の死者11人中10人が高齢者であり、行政の着用率向上に向けた取組は重要な課題であります。補助・助成等の制度は、その手段として高い効果が見込めるものと認識しております。

議員ご承知のとおり、県内市町村では自転車用ヘルメットについての補助制度を設けている自治体は、関市、揖斐川町、神戸町、川辺町の4市町となっております。これらの市町では購入費に対する補助制度となっておりますが、全国的にどのような支援がなされているか詳細に調査いたしました。その中で、ヘルメットそのものを配付

することで成果を上げている自治体もございました。

また、対象とする範囲につきましても、全年齢を対象とするもの、児童・生徒、高齢者のみを対象とするもの、あるいは幼児のみを対象とするものなど様々なケースがございました。

本町といたしましては、これらの取組を参考に、岐南町の交通実態に合った重傷・死亡事故の防止に資する効果的な補助・助成等の形となるよう、現在、制度設計作業を進めているところでございます。いずれにいたしましても、ヘルメット着用による事故被害軽減効果が期待できる本事業につきましても、近隣市町の動向も注視しながら導入について検討いたします。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 櫻井議員の1項目め、さきに行った質問・全協での提案等のその後をお聞きするについての2番目のご質問、不審文書が配付された事件を警察へ届けられた。その後の対処方を聞くについてお答えを申し上げます。

この件につきましては、7月8日から9日にかけて、1階から4階までの職員の机の上に文書が約25枚、無造作に配付されておりました。今回の文書の内容につきましては、守秘義務違反、職務専念義務違反及び警察の事情聴取など職員の不安をあおるような言葉を用いており、これは第三者調査委員会への妨害行為と認識しております。そのため、7月25日に羽島警察署警務課にこの文書配付に関する相談をいたしました。

しかしながら、警察が捜査することは庁舎内が殺伐とし、職員の士気も下がることが懸念されます。また、文書配付者の特定につながる証拠も少ないことから、立件が難しいように感じ、今回は相談にとどめたいと考えております。

今回の配付文書の件は、当然に第三者調査委員会へも報告いたしております。委員の弁護士からも、第三者調査委員会の調査に当たって、職員への調査妨害や調査妨害に協力することは許さない。職員の分断をあおるような行動は人として許されないとのメッセージを掲載した文書を配付し、安心して調査に臨んでもらえるよう調査員の弁護士からもご配慮いただいております。

続きまして、3番目のご質問、庁舎等の公共施設における防犯カメラ等の防犯システム強化策はどのようなものかについてお答えを申し上げます。

庁舎の防犯対策につきましては、庁舎内の各フロアに防犯カメラを設置することも考えられますが、この場合、その映像を常に見て監視することは困難であり、また庁舎には住民の方が多数来庁され、カメラがあることによって監視されているような抵抗感を持たれる方も想定されることから、現在は庁舎内の各フロアに防犯カメラを設

置する考えはございません。

現在、平日の夜間及び休日における庁舎セキュリティーは、業務時間終了後、役場庁舎正面玄関北側の職員用通用口以外は全て施錠し、職員による宿日直者を配置しております。

そのため、時間外に庁舎内に職員が入室するには、入り口に設置してある認証システムにパスワードを入力する入退室管理システムにより管理されております。また、このパスワードについては、定期的な変更を行うことでセキュリティー体制強化を図っております。

しかしながら、厳密に誰が、いつ入退室したかを特定することはできませんので、その部分に関しては、宿日直者が目視によって入室者及び入退室時間を確認し、宿直日誌に記録することで補完しております。ただし、宿日直者が電話対応している場合、あるいはトイレや見回り等のために席を外す場合もあることから、出入口への防犯カメラの設置や職員本人のみしか入室できない静脈認証等の生体認証システムの導入などを検討し、庁舎のセキュリティー体制の一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、4番目のご質問、第三者調査委員会の現状と今後の調査方を聞くについてお答えを申し上げます。

第三者調査委員会は、町から独立した調査機関としての位置づけであり、また調査は非公開で行われておりますので、町としてはお答えすることはできませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長から再質問の許可をいただきましたので、1項目めについて行わせていただきます。

初めに、ヘルメットについては、岐南町ここにありの施策でお応えいただけることうれしく思っておりますので、強く期待しておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目、さて、警察が捜査することは庁舎内が殺伐とし、職員の士気も下がることが懸念されます。また、文書配付者の特定につながる証拠も少ないことから立件が難しいように感じ、相談にとどめたとのことであります。相談に本当に行かれたんですか。相談じゃないじゃないですか。相手は、相談者に沿った回答をされるものです。本人が求めているのだから相談に乗っていただけるわけがありません。捜査に入るわけはありません。単なる話に行っただけのことです。調べられては困るの思いがあふれています。証拠はいっぱいあるじゃないですか。庁内が殺伐とし職員の士気低

下を来す心配があるとは何ですか。現在が最低のそういった状態でしょう。一日も早い立ち直りを模索されるべきでしょう。

いいですか。休日に犯人は堂々と事を済まし、退出したのでしょうか。事もあろうに庁舎ですよ。歩き回り、盗み回り、火をつけ回る、自由自在の最高の機密文書あふれるこの庁舎内で、全く危機管理意識がない、強い怒りを禁じ得ません。

犯人は誰なんですか、ご存じなのではないかと勘ぐりたくもなります。

そして3つ目、再質問、出入口にもカメラが1台も設置されていなかった。私はびっくりしました。素早い配慮をしたがってお願いしてまいりましたが、いまだに未設置。必要十分だにご説明いただいた、その防犯体制が全く泥船状態だったというのがこれで明らかになったではありませんか。一日も早い早急な対応をお願いしたいのですが、いかがかお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟 土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 櫻井議員さんの再質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、現在、制度設計の作業を行っております。本町の交通実態に合った補助・助成につきましても、現時点で具体的にお示しすることができませんが、担当課は熱意を持って取り組んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志 総務部長。

○総務部長（小関久志君） 櫻井議員の1項目め、配付文書のその後の対処方を聞く及び防犯カメラの設置の再質問についてお答えを申し上げますが、もう少し穏やかな表現でお願いいたします。

先ほどの櫻井議員のご質問の内容にもございましたとおり、文書が配付されたのは、町長セクハラ事件解明のために実施されようとする第三者調査委員会の開始直前に配付されたことでございます。議員も、第三者調査委員会でしゃべるなよとの脅迫文書にしか見えませんとおっしゃるように、第三者調査委員会の弁護士も職員が調査に協力し、事実を解明することを最優先として考えておみえになっています。

こうしたことから、現時点では職員の調査に臨む心理的なハードルを上げないよう配慮することを最優先と考え、再びこうしたことが行われた場合は、直ちに警察の捜査をお願いしたいと考えております。

また、防犯カメラの設置や静脈認証等の生体認証システムの導入などを現在検討中ですが、可能な限り速やかに庁舎のセキュリティー体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 本当に腹立ったから、どうもちょっと興奮して恐縮でございました。

それから、ヘルメットのほうは非常に大きな期待をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次、2つ目、新ごみ処理施設の現状等と粗大ごみのリユース推進施策として「おいくら」等との連携を模索していただきたい。

1. 岐阜羽島衛生施設組合、ごみ処理施設整備・運営事業の現状と今後についてであります。

岐阜羽島衛生施設組合（以下、本組合）は、ごみ及びし尿の共同処理を目的とした岐阜市、羽島市、ここはし尿を除いておりますが、岐南町、笠松町（これを以下、構成市町と申し上げます）から構成される一部事務組合です。

本組合では、構成市町の安定的、継続的なごみ処理体制を再構築すべく、平成28年6月に新たな建設用地を羽島市福寿町平方地区に決定し、次期ごみ処理施設整備事業を進めていただいております。

今般、次期ごみ処理施設整備基本計画の改訂版が出来上がり、本年8月20日、羽島市による地域住民説明会が開催されました。この中で予定どおり、令和10年度供用開始に向けて作業が進んでいるとされました。

また、施設建設基本計画として、1. 安心・安全、2つ目、周辺環境に調和し、3つ目、資源及びエネルギー回収に優れた、4つ目、経済性に優れ、災害時に対応できる施設とすると、力強いご説明がございました。

また、課税前の金額になりますが、概算建設費と概算運営費が発表されました。概算建設費は140億から178億円、概算の運営費、これは20年間分になりますが73億から145億円です。合わせますと213億円から323億円です。処理施設のここが問題です。処理施設の建設費と今後20年間の運営費は、各市町のごみの排出量に比例して負担します。

そこでお尋ねいたします。

現況と今後をお聞きいたします。

なお、何々から何々という、例えば概算建設費が140億から178億とかというように曖昧模糊としたところはございますが、これはまだまだ今建築中で入ったばかりでございまして、しかも20年先のことだということで、うまく今考えている非常に合理的ないいことができれば73億の運営でしようし、それが今回のような、ああいった大変なことが世界のどこかで起こってしまうと145億円ぐらいまではいくかもしれないというような補足説明の下に、このような説明でありました。

さて次です。

そういうことを受けてお尋ねします。岐阜羽島衛生施設組合、2市2町の各ごみの処理量の過去5年間の排出量の推移をお聞かせください。

国の廃棄物処理法の基本方針の改正で、市町村の役割として経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであると追加されたことであります。これで一気に全国各地で有料化が進んでおります。

多くの自治体では、これを受けて自治体が指定した有料ごみ袋を使って、各家庭ごみ処理有料化を行っています。ごみを出す量に応じて、ごみ処理費用の一部を負担する仕組みです。焼却場、最終処分場の延命化と負担の公平性の観点からも、ごみ処理費用を全て税金で賄うという方法は、ごみの減量に努力をしている人もそうでない人も、ごみの排出量に関係なくごみ処理費用を負担していることになり、現在は、ごみの減量に取り組んでいる人がメリットを実感しづらい状況であることから、ごみの排出量に応じた費用の負担の公平性を図るためにも、町民一人一人への減量努力が報われるような仕組みが必要だということで、このような有料化が進められることになっております。

そして、この有料化は、資源物のリサイクルを推進します。ごみ排出者が自分でごみを分別することで再利用可能な資源物が増え、リサイクルが進むと考えられています。ごみの意識向上を促進し、3R、ごみの発生抑止をして、再使用して、再利用する、これらの推進に寄与します。そこで取られている方法が、このごみ処理費の有料化ということでもあります。

岐阜羽島衛生施設組合の2市2町の取組実態は、以下のとおりとなっております。

まず最初、岐阜市は令和5年1月から有料指定ごみ袋方式による有料化となりました。今年1月ということですから、そして、これらのことにより、現在岐阜市は、令和2年度のごみの焼却量の実績は12万5,559トンであり、ピーク時の平成9年度から約3万トンの削減、19%達成となっております。さらに、令和7年度までに焼却量を10万トン以下にするんだと、さらに20%削減するということを目指して、この1月からの有料化に入っております。

2つ目、羽島市です。

羽島市では令和3年、少しちょっと早いんですね。3年10月から家庭系ごみの有料化を既に開始しています。可燃ごみの処理量を有料化の前後で比較しましたところ、ごみの排出処理量で毎月約93トン、費用にして毎月約300万円の削減が実現しました。有料化を開始して2年目を迎えています、処理量が以前の水準に戻ることもなく、

さらにこの年間10%を超える削減率が達成できるように今後も努力していきますというのが先日のご説明でございました。

次、笠松町、お隣。笠松町では、平成31年4月1日から事業系の一般廃棄物の可燃ごみを有料化され、また、昨年度令和3年10月1日からは、家庭排出の不燃ごみ、粗大ごみも有料化としました。有料化後、10%以上の減量化となっているというようなお話を聞いております。まだデータが新しく、取り切れていないところがあるということで、しかし10%はいつているだろうということでありました。

そこで3つ目、当町、我が岐南町の新ごみ処理施設の建設分担金と今後の完成後の想定運営分担金、どのようなものか。一番大事なことですが、以上のごとく、岐阜羽島衛生施設組合共同運営自治体の2市1町が有料化されています。どの市町も10%以上の削減を達成されています。新ごみ処理施設の供用開始が令和10年度となった今、我が町も有料化が避けられません。せざるを得ない状態です。ごみは現在岐南町のみ増加して、他は減少していると、これが現状であります。この状態が続けば、岐南町民のみ負担額がさらに多額となっていきます。どの自治体も有料化には慎重に取り組み、数年をかけてこれを実行されました。

かえって、振り返ってみれば、当町ももう始めなければ新施設稼働に間に合いません。このままでは岐南町民のごみ処理費が増大化します。まさに政策なき状況を打破するのは今です。

次、4つ目、運営分担費の分担額の削減方法についてです。

現在、ごみ有料化を開始した岐阜市もさらに減量策として段ボールコンポストの普及、補助制度等を積極的に進めておみえです。同じく羽島市も同じです。笠松町も熱の籠もった各種施策展開でさらなる減量を目指しておみえです。当岐南町も過去においては、決してこれらのことについては遅れてはいませんでした。町民の意識改革につながる政策としてどのようなことをお考えなのか、また行おうとしているのか、この点をお聞かせください。

そして5つ目、岐阜羽島衛生施設組合のごみ処理施設整備・運営事業の町民説明会等を開催していただけないかということですが。

8月20日、羽島市文化センターで、羽島市と施設組合合同で新処理場建設運営説明会を開催され、活発な意見交換が行われました。町民向けのご理解促進のためにも時期を見て我が町も開催されるべきと考えますが、いかががお考えかお聞かせください。

最後、6つ目ですが、粗大ごみをリユース、推進策として「おいくら」と提携してはいかがでしょうかということですが。

現在、「おいくら」と業務提携を結んでいる当岐阜羽島衛生施設組合員は、笠松と

羽島市です。ここは既に組んでいます。

この「おいくら」とは一体何ぞや。全国のリサイクルショップポータルサイトであります。粗大ごみのうち、まだまだ使える粗大ごみはたくさんあります。高齢者宅では家から運び出し集荷場へ持っていき、その運搬が非常に困難を極めている方が多い、大変です。この粗大ごみを受けた自治体でも処理費がかさみます。よって、多くは有料で受け入れるとなっています。

「おいくら」と団体が、いわゆる行政が提携することになるんですが、この自治体提携料は無料です。利用者は知らされたまず「おいくら」に、料金、電話料金だけは自分持ちでお願いしたいんですが、直接電話連絡を取り、そうすると「おいくら」の加盟店、全国の「おいくら」加盟店に情報を流し、買取りを希望する業者から今度は連絡が来ます。そこで金額等が合意できれば商談成立、引取りも全部そちらがやってくれます。電話代の負担だけで済みます。行政も費用負担ゼロで粗大ごみ処理が完了し、有効利用の促進にもつながります。もちろん、個人でリサイクルショップに持ち込み、売却も何ら問題ありません。有料化実施後の粗大ごみ処理に行政側も苦惱事項が多く、解決策の一助に利用されています。粗大ごみの多くは、周辺市町村では有料です。羽島市は家庭ごみ有料化前に既に「おいくら」とまず提携して実施されておりました。

「おいくら」と提携したのは、まだほかにもございます。「おいくら」と提携して楽器寄附ふるさと納税制度というのがあります。これを活用した国内初の取組を三重県のいなべ市が始め、現在全国19自治体以上が参加しています。全国の学校や施設では慢性的な楽器不足に頭を悩ませています。楽器寄附ふるさと納税とは、楽器を寄附したい人が「おいくら」に依頼し、「おいくら」はその楽器希望の学校などに引き取って送ります。寄附した人には、その楽器の査定相当額が楽器の寄附によって査定額が、税金そのものの控除を受けられることができる制度です。まさに三方よし、うまいことを考えたものです。

今からできる施策は実行すべきと考えます。この「おいくら」との提携もお考えいただけることをお勧めいたします。お聞かせください。

以上、以下5つお聞きいたします。

1つ目、岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設整備・運営事業の現状と今後を聞く。

2つ目は、岐阜羽島衛生施設組合2市2町の各ごみ処理量の過去5年間の排出量の推移を聞く。

それから、当町の新ごみ処理施設の建設分担金と完成後の想定運営分担額、これをお尋ねいたします。

運営費分担額の削減方法は、どのようなものをお考えなのかお聞かせください。

5つ目、岐阜羽島衛生施設組合のごみ処理施設整備・運営事業の町民説明会等を開催されたい。

6つ目、粗大ごみのリユース推進策等として「おいくら」等との連携を模索していただきたい。以上です。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の2項目め、新ごみ処理施設の現状等と粗大ごみのリユース推進策として「おいくら」等との提携を模索されたいについての1番目のご質問、ごみ処理施設整備・運営事業の現状と今後を聞くについてお答えいたします。

平成28年に旧ごみ処理施設の焼却炉が稼働停止したことに伴い、羽島市福寿町平方地区に次期ごみ処理施設の整備を進めているところでございます。直近の状況といたしましては、令和4年度に総合評価方式による一般競争入札を実施し、日立造船株式会社をはじめ、全9社で構成される企業グループが整備運営事業者に決定いたしました。このうち、設計・建設業務を担うのは、代表企業の日立造船株式会社と構成員等の株式会社フジタ、株式会社市川工務店、日東工業株式会社の4社であります。

また、20年間の運営・維持管理業務を担うのは、特別目的会社の岐阜羽島環境テクノロジー株式会社の下で、構成員等の日立造船株式会社、Hit z環境サービス株式会社、株式会社高島衛生、株式会社技研サービス、三重中央開発株式会社、中部リサイクル株式会社の6社で実施することが決定しております。

今年度は、次期ごみ処理施設の実施設計、建設用地の擁壁等設置工事などを予定し、地域住民を対象とした事業説明会の開催、坂路拡幅工事及び搬入路となる長良川左岸堤防道路、一般県道茶屋新田堀津線の舗装修繕の要望活動などを実施したところでございます。

今後の予定に関しましては、建設工事の着工予定を令和6年4月とし、工事の完成予定を令和9年3月としており、令和9年4月の稼働開始に向けて準備を進めているところでございます。

次に、2番目のご質問、岐阜羽島衛生施設組合構成2市2町の各ごみ処理量の過去5年間の排出量の推移についてお答えいたします。

令和3年度分を最新数値として公表されている過去5年間の可燃ごみの推移をご報告いたします。

平成29年度、岐阜市11万8,044トン、羽島市1万4,823トン、岐南町7,850トン、笠松町6,220トン。平成30年度、岐阜市11万6,515トン、羽島市1万5,020トン、岐南町

8,094トン、笠松町6,843トン。令和元年度、岐阜市11万5,478トン、羽島市1万5,320トン、岐南町8,472トン、笠松町6,740トン。令和2年度、岐阜市11万1,953トン、羽島市1万5,143トン、岐南町8,694トン、笠松町6,772トン、令和3年度、岐阜市11万1,176トン、羽島市1万5,229トン、岐南町8,669トン、笠松町6,654トン。

以上でございます。

次に、3番目のご質問、当町の新ごみ処理施設の建設分担金と完成後の想定運営分担額についてお答えいたします。

次期ごみ処理施設の建設費及び稼働後20年間の運営・維持管理費の合計額は、約337億円でございます。その財源の内訳は、現時点での見込みではありますが、国庫補助金が約44億円、起債が約118億円、一般財源が約175億円でございます。これらのうち、起債の償還金及び利子、一般財源についてが構成市町で負担する部分となります。

現在、施設組合に対して本町の負担金額の今後の見通しについて、この算出を依頼しているところであり、これが示されましたなら速やかにご報告をいたします。

なお、建設費及び運営・維持管理費に対する負担金額は、構成市町の毎年のごみの搬入量が確定した後、その割合に応じて、翌々年度以降に精算されることといたしております。

次に、4番目のご質問、運営分担額の削減方法についてお答えいたします。

次期ごみ処理施設稼働後の運営負担金は、当該施設への搬入量に応じて算定されることとなるため、負担金を削減するためには、本町から排出されるごみの量を削減する必要があります。

先ほど政策はないのではないかというご質問でありましたが、これまでも議会の皆さんや自治会長の会議でも、引き続きごみの発生抑制や再使用の取組であるリデュース、リユース、リサイクル、リフューズの4Rの実践を呼びかけております。

あわせて、ごみの排出量に応じた費用負担を公平にお願いすることで、結果的に一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進効果が期待できるごみの有料化の導入を令和9年度までに実現できるよう準備を進めてまいります。

次に、5番目のご質問、岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設整備・運営事業の町民説明会開催についてお答えいたします。

今年度、施設組合では、次期ごみ処理施設建築予定地の周辺住民向けに事業説明会を開催いたしました。これは、事業概要や進捗状況、併設する地域貢献施設に関すること、また稼働後の環境対策など、周辺住民の関心が高い部分についての説明と理解を求めるためのものでございます。したがって、施設組合では、本町の住民向け説明

会の開催は予定しておりません。

なお、次期ごみ処理施設の概要等に関しましては、施設組合のホームページに詳細が公開されております。本町の公式ホームページ「ぎなんねっと」にもリンクのバナーを貼ってございますので、ご確認願います。

次に、6番目のご質問、粗大ごみのリユース推進策として「おいくら」等との提携の模索についてお答えいたします。

住民から持ち込まれる粗大ごみの中には、まだまだ使用可能なものもあり、4Rを推進している本町においては、このうちの一つ、リユース、つまり不用品を人に譲ったり、リサイクルショップ等を活用し、ごみ減量に取り組んでいただきたいと考えております。

議員ご提案の「おいくら」等の事業者と町との提携については、今後検討してまいります。まずは、粗大ごみを出そうとする町民がごみとして出す前にリユースを選択肢としていただけるよう、さきの長谷川議員のご質問でリユースの手段を紹介してまいりたいとお答えしたことも踏まえ、町ホームページ等で啓発してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 時間がございませんし、時間内で1つだけお願いいたします。再質問です。

5番目の説明会の開催が不可能だというふうにおっしゃられるし、不要だとおっしゃられる。そして、これをホームページを見てくれと。つけんどんな回答だと思えます。町民には、懇切丁寧な説明を通じて温かいご支援をいただかなくてはなりません。ごみゼロ、施設の長寿命化、経費節減も最も必要な事案です。町民お一人お一人に丁寧をお願いし続ける姿勢が重要です。

ただこのことにおいてホームページを見ると、それだけでこれが達成できると思いなのか。

私ども地元の自治会では、新しい現在使っている処理場なんかには自治会のほうからバスをチャーターして、それぞれ現地へ案内していただいたり、視察したりとかいろいろなことをさせていただきました。そして理解の促進を図っております。今回も近いところですよ。こういったことがあれば、向こうは、先日聞いたら、出来上がったらどんどん来てくださいというようなことをおっしゃってみえます。そういうことを考えますと、もっと積極的にやっぱり頭を下げながら親切丁寧にやる必要があると思えます。この点についてもう一度、絶対町としてはやらないとあくまでもおっしゃるのかどうか、それだけをお尋ねいたします。以上です。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の再質問にお答えいたします。

今年度、施設組合では、次期ごみ処理施設建設予定地の周辺住民、羽島市民に対して併設する地域貢献施設及び稼働後の環境対策についての説明と理解を求めるために事業説明会を開催いたしました。

したがって、施設組合では、岐南町において住民向け説明会の開催は予定しておりません。ただし、本町において、先ほど答弁したとおり、ごみの有料化を令和9年度までに実現できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。その過程において、次期ごみ処理施設に関しても当然ご説明させていただき、皆様方のご理解、ご支援を賜りたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時09分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員 松本です。議長のお許しをいただきましたので、大きく3項目について分割質問にて質問をさせていただきます。

1項目めは、令和5年度施政方針の経過についてです。

令和5年度は、引き続きコロナ禍が続く状況ではありましたが、令和5年5月8日より新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当から5類感染症へと移行されました。このことにより、市町村が実施していた無料検査の終了、外出自粛要請、様々な支援も含め、対策や対応が大きく変わりました。また、その後の人々の動きもかなり従前の様相に戻ってきています。

令和5年3月議会の初日において、小島町長から施政方針が述べられました。

施政方針とは、町政の運営に当たり、町長が重要施策や予算について、毎年3月の町議会定例会で表明するものです。これに基づいて町の事業が展開されています。

私は、これまでの議会で検証・改善・継続という言葉を度々発してきておりますが、一般社会でもPDCAやOODAという言葉があるように、町の事業においても、このサイクルは欠かせないものであると考えています。プラス、そのスピード感はとても重要なことだと思っています。

今議会においても、令和4年度決算の認定が議案として上程されておりますが、3月に年度を終えて、今頃の認定、検証等では翌年度予算にその結果を反映させること

は不可能であること、長期計画を除いては、早い段階、10月からは翌年度の予算策定に入っていくことから、今の時期である程度の状況と今後の方向性を把握する必要を強く感じ、自身が度々質問をしてきた地域関係と、最重要政策の2点をご質問させていただきます。

1つ目、コロナ禍で失われた地域交流の再生について。

令和5年度予算は健全財政を堅持し、必要などころには重点的に配分する強くて優しいまちづくりの堅実予算という方針の下に、本町を取り巻く環境は一段と厳しく、さらに複雑さを増す状況にあります。コロナ禍で失われた地域交流の再開など、喫緊の課題に正面から向き合い、かつこれからの課題も見据えた政策を、責任を持って一つ一つ実行してまいりますとのお話でした。

これは、住民間や自治会などが当てはまると思いますが、どのような事業や取組を進めておられるのか、併せて進捗状況をご説明ください。

2つ目は、最重要政策である子ども・子育て政策について。

若い世代が希望を持ち、年を重ねても住み続けられるまちは、安心して子供を育てられる環境整備から始まると考え、今の社会で必要とされる事業を深化させ、重点的に進めるとのお話の下、子ども安心課、多機能型地域子ども安心センターの創設を上げられ、特に安心センターは岐南町独自の政策で、きめ細かい預かりサービスを提供するとともに、保護者の就労の機会を拡大するものと認識しております。

この独自の政策でもある多機能型地域子ども安心センターの利用状況と計画との検証による課題、今後の改善点についてご説明をお願いします。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 松本議員の1項目め、令和5年度施政方針の経過についての1番目のご質問、コロナ禍で失われた地域交流の再生についてお答えいたします。

令和2年3月、学校卒業式の中止に始まり、コロナ禍による様々な行事・イベントの開催中止は、町民の生活に大変大きな影響を及ぼしました。

コロナ禍であっても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を慎重に見極めながら開催にこぎ着けた行事もあります。しかし、様々な制限や感染対策を講じた上であり、以前のような開催にはなかなか至りませんでした。

今年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行し、社会では以前のような活動が再開できるようになりつつあります。

スポーツを通じた地域交流では、10月1日曜日に岐南町スポーツ協会が主催する町民運動会が、令和元年度以来、4年ぶりに開催されます。町民の積極的かつ自主的な参加により、交流や親睦を図ること、健康増進や体力づくりに寄与することを目的

としており、全自治会・全世帯に対して参加を呼びかけますので、大変多くの方々が一堂に会する貴重な機会であると思っております。

7月から8月にかけて、各自治会の協会代議員や自治会長に対しまして開催を案内し、現在、参加者の募集に動いていただいております。また、以前のようにソフトボールやバレーボール、野球など、各種自治会対抗戦の町民スポーツ大会が開催されるようになり、約半数近い自治会にご参加いただきました。

このほか、町の大きな行事といたしましては、岐南町商工会青年部主催のよってぎん祭りなん2023が8月に盛大に開催され、10月15日日曜日には、ぎん祭り実行委員会主催によるぎん祭り2023が控えております。

地域活性化につながるように、幅広い世代をターゲットとした様々な催しを企画し、皆様に少しでも喜んでいただけるような内容に向けて準備を進めているところであります。

また、文化活動では、岐南町伏屋獅子舞保存会の活動も活発に行われ、先日9月10日には、2回目の開催となりました岐南地芝居公演が伏屋獅子舞会館で開催され、大変盛況であったことをご報告しておきます。

獅子舞保存会に関しては、10月には伏屋地区の秋祭り、11月には第22回岐阜県獅子芝居公演などの出演を控えており、地域の文化交流を図ってまいります。

これらはいずれも町補助金事業であり、運営面では町が会場や備品等の貸出し協力のほか、職員の派遣など人的なサポートにも入っております。地域交流の再生に向けて、町としましても各行事が円滑に開催され、参加者・来場者が岐南町に住んでよかったと喜んでいただけるよう全面的にバックアップしてまいります。

そのほか、地域交流の大きな役割を担う自治会におきましても、コロナ禍の活動制限により半減していた地域活動に再開の兆しが見えており、夏祭りをはじめとした自治会活動が再開し、私にも参加依頼がありました。

毎年役員が入れ替わる自治会は、コロナ禍による活動中止によって運営ノウハウがうまく引き継がれないこともございます。大変なご苦労の中でも、地域住民同士が協力し、様々な行事が開催されておりますことを聞き及んでおります。

地域住民にとって身近な存在である自治会による活動が、人々の親睦を図る上で最も重要なものであると位置づけており、町ではできる限りのサポートをしてまいりたいと思っております。

2番目の質問のほうですが、2項目め、多機能型地域子ども安心センターの利用状況及び計画と、その検証による課題や今後の改善点についてお答えいたします。

本年度より、県で一番に開始いたしました町独自の子育て事業として岐南町多機能

型子ども安心センターは、これは子供の発達に不安を抱える親子に対する個別指導や保護者相談などを行うすまいるルームと、特に発達支援を要する幼児の預かり保育を行うはっぴールームの2つの事業から成っております。

まず利用状況につきましては、8月末現在、すまいるルームが74人、はっぴールームは13人であります。はっぴールームを利用している子供の多くは、対人関係の構築や集団生活が困難なため、保育園や児童発達支援事業所を掛け持ちしながら通う親子であります。慣れない環境に支障がないよう、4月中旬から受け入れ始め、様子を見ながら利用定数15人の枠まで徐々に増やしており、状況を視察した限り、当初の計画どおり運営できているものと考えております。

この多機能型地域子ども安心センターでは、町内の保育施設からの相談や、保護者の申請により、8時30分から16時30分の預かり時間を設け、発達支援や療育技術に精通した4人の保育士による専門的な支援を受けながら、半年を目途に、在籍する保育園などに徐々に移行させていくこととしております。

子供一人一人の支援計画に基づき、保護者との意思疎通を図りながら、慎重に発達支援を進め、在籍する保育園への本格的な移行は、まさにこれからの段階でございます。

子供の変化の一例を申し上げますと、4月上旬から利用している3歳の女兒は、在籍していた保育園において、ほかの子が近寄ると逃げ回り、保育士が一日中追いかけて回す状況でありました。安心センターを利用して1か月後には、自らほかの子と遊びに関わるほど協調性が身についたと報告がありました。

また、3歳の男児は、言葉を発することが困難で、在籍していた保育園では孤立していたということでありました。しかし、今では友達の名前を呼びかけ、交流する喜びを体験できるようになりましたという報告も受けております。

保護者の方々からも、これまで見られなかった子供の成長に感謝の声が寄せられていると担当者から聞いております。

次に、これまでの課題や今後の改善点ではありますが、まず在籍する保育園へのスムーズな移行が上げられます。

手厚い職員配置による丁寧な関わりや、保護者との信頼関係は確立しつつありますが、本事業はあくまで一時的な預かり事業であり、在籍する保育園での集団生活に、いかに順応させ定着させていくかが大きな課題であります。

また、事業の目的の一つに預かり事業による保護者の負担軽減や、就労の安定化がございまして、保育園や児童発達支援事業所の利用状況に合わせ、効率よくスケジュール調整できるよう改善を図ってまいります。

なお、この安心センターでは、国のモデル事業として選定された未就園児の預かり事業も実施しております。先日、こども家庭庁の職員による視察があり、内容において非常に高い評価をいただいたところでございます。

発達支援は早期対応が効果的であり、成長著しい低年齢のうちに、特性に応じた適切な支援を施すことで、情緒の安定や社会性が育まれると言われております。

町としては、引き続き、本事業を委託している社会福祉法人豊誠会への指導を通じ、学齢期も見据えた長期的視点に基づき、事業改善を促し、子供の健全育成、保護者の生活の安定を目指してまいります。以上です。

○議長（後藤友紀君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

岐南町は給食費無償化をはじめ、子育て環境の充実に力を入れているまちであります。住民に対してはさることながら、人々が集まる魅力のあるまちづくりのためにも、敏感に情勢を伺い、的確な施策を進めていただきたいと思います。

それでは、2項目めのほうに移らせていただきたいと思います。

2項目めは、コロナ禍後の自治会をどのように見据えているのかです。

1項目めの、地域交流の再生に関連する部分になると思いますが、さきの質問ではあくまでも町の方針や取組に関しての内容であり、ここでお尋ねするのは、住民や自治会側の状況を踏まえて、2点の質問をさせていただきます。

1つ目、コロナ禍前の活動が再び行われるようになると考えているか。

私、先日8月の終わりに町民野球大会に参加してきました。コロナや人が集まらないといったことで、参加を見合わせる状況がずっと続いていましたが、4年ぶりぐらいだったかと思いますが、参加された自治会の方々は非常に楽しんでおられたようで、私に対して、松本さん野球できるんだ、知らなかった。うちだけユニホームそろってないし、来年勝つために練習もしなきゃいけないね。みんなよろしくねというような会話が弾んでいたのを記憶しています。

改めて、こういった人と人との集まりの楽しさや大切さを感じた次第であります。

ただ、コロナによって様々な活動が中止を余儀なくされ、人との関わり合いの場が大きく失われたことは事実であり、以前より地域の人々との関係はさることながら、そのほかとの関係においてもより希薄になってしまったことは、自身が昨年度まで自治会長であった期間においても感じていました。

特に、自治会活動に関しては、負担に感じていながらも、言われるがままに、当たり前のごとく活動してきたことが、この中止の期間が続いたことによって、その活動の在り方や必要性を考える時間ができたこともあり、いざ活動を再開するといつて

も、自治会員にとっては、その動きは鈍いように感じています。

このコロナという3年というブランクは大きく、自治会離れがより一層加速している中で、町としてこの先々、5年先の状況はどう見据えておられるのか。また、この人間関係の希薄化に関しては、核家族が増加したという問題だけではなく、幼少期からの教育の部分においても、大きな関わりがあると考えておりますが、これらをどのように捉えており、教育の現場ではどのような指導を行っておられるのかお尋ねします。

2つ目は、町民運動会の開催方法について。

久しぶりに開催される町民運動会ですが、この町民運動会は人口1万を超えた開始当初から何十年もたってはいますが、その内容はほとんど変わっていません。

人口だけでなく、年齢構成、住民の職業などが大きく変化している中で、現在の自治会員にとって大きな負担となっている背景もあり、私が自治会長の在任中や、自治会長会議、在り方検討会などでも、開催方法の見直しを提言する場があったかと思いますが、今年度も従来どおりの内容となっているのはなぜでしょうか。これまでの自治会長会議においても検討するといった答弁があったようですが、ご説明のほどよろしく申し上げます。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 松本議員の2項目め、1番目のご質問、人間関係の希薄に関してどのように捉え、教育の現場ではどんな指導を行っているかについてお答えをいたします。

コロナ禍において学校では、ソーシャルディスタンスの名の下で、適切な距離を保つこと、声を出すことや集まる人数の制限、マスクやフェースシールドで表情が見えないこと等が日常になっておりました。その影響は、授業や部活動などの様態の変化や、ボランティア活動・地域活動での活躍の場の減少に表れておりました。

しかしながら、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、学校現場では児童・生徒の日常が戻り、協働的な人間関係が紡がれるようになってまいりました。

児童・生徒が楽しみにしている給食では、黙食から適度な会話が戻ってきました。授業では、グループでの対話的な学びも、声を出して学び合っております。今年度は全ての学校でプール・水泳の授業も実施いたしました。

先日行われました西小学校の夏祭りでは、元気な児童の声が響いておりました。そして地域の方や中学生がその運営を担っていました。8月6日に行われましたよって

きん祭ぎなん2023では、多くの中学生ボランティアがブースの運営を行い、8月24日には、商工会青年部より、教育委員会並びに岐南中学校のほうに温かいお礼のお手紙を頂いた次第でございます。

このように、アフターコロナは確実に進みつつあります。学校の学習活動や児童会・生徒会では、今まで以上に協働的な学びを進めています。私が教員をやっている頃、よく本当にいつもいつも使っていた言葉に仲間という言葉があります。その仲間の存在を認め合い、助け合い、そしてまた感謝を伝え合う、時にはぶつかり合うことも必要だというふうに思っておりますが、そういった活動を取り入れながら、良好な仲間関係が構築されるよう、教育活動を進めたいと、そんなことを考えております。それが、このコロナを通して、学校の役割として大きな役割の一つかなと、そんなことも感じています。

羽島郡二町教育委員会では、様々な関わりの中で学び、社会の一員として貢献できる社会人の育成、それを基本理念として、施策や教育活動を展開しております。

一例でございますが、来る10月7日から15日にかけてキッズウィークを実施する予定でございますが、そこでは、子供たちが様々な体験を通して、家族や友達、地域の大人と一緒に楽しんで絆を深め、豊かな心を育むことを願っております。

参考までに、昨年度の実施後のアンケートでは、児童・生徒の約8割、保護者の役7割がふだんよりも家族との触れ合いが増えたとの回答を得ております。さらに、ここに地域の方々との触れ合いというところも大事にしながら進めてまいりたいと思っております。

地域では、趣向を凝らした子供向けの公民館講座や親子講座がございます。地域での行事も計画されるなど、人と関わることのよさや大切さを改めて実感できるときとなることを願っております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松本議員の2項目め、コロナ禍後の自治会をどのように見据えているのかの1番目のご質問、コロナ禍前の活動が再び行われるようになると考えているかについてお答えを申し上げます。

コロナ禍による町民の皆様の生活様式や価値観を一変させてから約4年が経過し、少しずつ元の姿に戻りつつあると認識いたしております。

議員も昨年までの2年間、自治会長をお務めになられ、十分ご承知おきいただいております自治会は、本来、町民の皆様の暮らしに最も身近な自治組織であり、地域における諸問題の解決に取り組み、必要に応じて町と協働してまちづくりを進めているものでございますが、このほかに重要な活動が地域住民同士の交流を深めることでご

ございます。

地域への愛着度形成はもとより、日常生活における困り事の相談・解決、有事の際の助け合いは、日頃の地域活動による交流で地域住民同士が顔見知りとなり、つながりが育まれることで可能となります。

しかしながら、コロナ禍の活動制限により自治会活動は大きく停滞し、人との関わり合いの場が失われた影響は大きいものと危機感を強めております。

岐南町自治会絆づくり交付金事業の交付実績によりますと、令和2年度から4年度の活動件数は、それぞれコロナ禍前と比較して半分以下でございました。町では活動再開に向けて自治会の負担軽減をするため、制度改正による交付申請手続の簡素化をし、活用しやすくすることでブランクによる活動の停滞が生じないように努めました。結果として今年度、絆づくり事業の申請件数は8月末現在で187件と、コロナ禍前の令和元年度実績の207件に迫る活動計画が各自治会でなされております。

活動内容といたしましては、前例踏襲的な活動の見直しがなされ、地域が真に必要なとする新たな事業が開始される自治会もございます。

好事例といたしましては、上印食南自治会では、小・中学生や保護者が地域の高齢者宅を訪問し、熱中症注意喚起のチラシや塩分タブレットの配付をしながら声かけをする見守り活動を新たに実施されております。

このような自治会がある一方で、活動が停滞してしまい悩んでおられる自治会もあるかと存じますので、他の自治会の活動事例の情報提供や助言をすることで、活動再開のきっかけづくりを図ってまいりたいと考えております。

また、当町における自治会加入状況を申し上げますと、令和5年度は加入世帯数が8,795世帯、加入率76.4%でございます。

コロナ禍前、令和元年度は8,748世帯、81.6%でございますので、世帯数自体は僅かに増加しておりますが、加入率で申し上げますとマイナス5.2%、1年平均で1.3%の減少でございます。

転入による人口増加の当町では、転入者の自治会加入率が低い傾向にあり、町としても、まちづくりで協働を進めていく上で欠かせない存在である自治会の加入率減少による組織としての弱体化は、まちづくりに直結するものであると捉え、加入率減少幅を少しでも緩やかにするよう、またプラスに転じるように努めなければならないものと考えております。

自治会の加入率減少の原因につきましては、前回の6月議会、村山議員の一般質問にて答弁したところでございますが、人々の価値観やライフスタイルの多様化や役員の業務を負担と感じる会員の退会をはじめとした様々な理由があると思われま

年先、10年先も自治会にまちづくりの大きな役割を担っていただくために、持続可能な運営ができるよう、転入者に対する積極的なPRや行政から依頼しております業務の根本的な見直しなど自治会の在り方について、引き続き一緒になって検討いたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 松本議員の2項目め、コロナ禍後の自治会をどのように見据えているかについての2番目のご質問、町民運動会の開催方法についてにお答えいたします。

岐南町民運動会は第60回を迎えます。これまでに1時間程度の開催時間短縮や、未就学児も参加できる種目及び防災クイズの追加がされました。また、午後に参加者が減ることをなくすため、学童混合リレーを午後に変更など、競技内容について役員会で協議し、見直しを行ってきました。

しかしながら、提言を受け、協議を行っておりますが、大きく変わるまでには至っていないのが現状でございます。

今年度におきましても、役員会で開催方法について協議が行われました。4年ぶりの開催であり、ほとんどの代議員が町民運動会を経験していないことや、参加する町民も久しぶりであるため、今回はスムーズに進行できることを最優先に考え、大きな変更はせず開催することに決定されました。

令和5年8月3日、令和5年度第2回自治会の在り方検討会において、自治会長会議にて町民運動会に関する全自治会長へのアンケート依頼を行う、年度末までに結果をまとめ、自治会連合会からスポーツ協会への意見を示す、この2点のことが決定されております。

なお、次年度以降につきましては、今回の競技運営方法や反省点を踏まえながら、前述自治会からの意見等を反映させ、町民にとってよりよい運動会の開催方法を検討してまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

アンケートを取ることは、大切なことだと思います。行政としてのポリシーがあり、住民感情などを踏まえた施策を打ち出すことで、行政と住民が信頼感、一体感のある関係を構築できることを望んでいます。

続いて、最後の3項目めの質問のほうに入らせていただきます。

3項目めはハラスメント対策についてです。

1つ目、危機管理対策本部の活動について。

このたびの一件により、副町長を本部長とする危機管理本部が立ち上げられましたが、町長・副町長が関わる事案が発生した場合は、誰が主体となって対応を行われるのでしょうか。また、岐南町ハラスメントの防止等に関する規程はあるわけですが、この危機管理本部との関わりや、すみ分けはどのように行われるのか、ご説明をお願いします。

2つ目、ハラスメントに関する条例の制定に関して。

この条例の制定に関しては、私は必須のものだと思っておりますので、少し長くなるかと思いますが、質問のほうをさせていただきたいと思えます。

ハラスメントに関する事案は、当町のみならず、某芸能事務所や某大手中古車販売店の一件でも取り上げられ、非常に関心が高まっています。特に、某芸能事務所においては、被害者のご自身がテレビ等で、その状況を赤裸々に語られていることもあり、より反響が大きくなっていると思えます。

ハラスメントはあってはならないものであり、反面、非常に難しい個々の問題であることから、自浄作用によって解決を図っていく性質のものであると思っております。

しかしこのたび、役場内においては、それが機能しなかったということが問題であるわけで、再度防止策を策定する意味合いでも、第三者委員会の設置が予算承認されました。

防止策においては、規程や条例の制定があり、多数ではありませんが、ハラスメント問題が実際に発生した市町村においては、特に制定がされています。

質問にある岐南町においても条例の制定が必要であることについて、本日ご出席いただいている議員の皆様にもご理解をいただきたく、ハラスメントのうちのパワハラについて、自身を踏まえてお話をさせていただきたいと思えます。

一般財団法人日本ハラスメント協会様のホームページにおいて、職場におけるパワーハラスメントという記述があり、これを踏まえまして、1つ目、議員は住民の声を聞くことも職務の一つであり、プライベートを除いた範囲全て、公が職場であると認識しています。2つ目、パワハラに当たる言葉は侮辱罪、名誉毀損罪にもなる、要はイコールの関係であるということです。

前議会の最終日に、小島町長に対する辞職勧告決議案が可決されましたが、反対者は私と村山議員でした。この一件で、ある議員がご自身のユーチューブでの発言・コメント欄において、まず松本議員の判断されたことが私への反逆だと思っております。そもそも、反逆とは権威・権力に逆らうという意味であり、議員間にそんなパワーバランスは存在しないはずだと思うのですが。

次に、先ほど櫻井議員のご質問の中にもありましたが、ある文書が役場内に配付された際にも、町長、議員がこの文章を出した。調査して法的に始末をつけます。辞職勧告決議やむなし。人間として許せないクズ議員だ。

この文章に関して行政側から説明があった際、もちろん私が関わっていたり知る話ではありませんから、行政側には徹底的な調査を求めたものであります。しかし、根拠もなく、なぜこのような記載をされるのか。

次は、松本議員は、特別養護老人ホームで8年前に事務長をやっており、などと…

〔「ちょっと待って、これ私に対する質問でしょう」との声あり〕

○3番（松本暁大君） 静かにしてください。

〔「一般質問はこの職員に対してやることでしょう」との声あり〕

○3番（松本暁大君） 議長。

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 3時54分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

松本議員に申し上げます。

通告にありましたように、ハラスメントに関する条例の制定に関する質問をお願いいたします。

○3番（松本暁大君） では、すみません。ちょっと端的にお話しさせていただくしかないんですけども、議会内においては、私自身も含め、その他議員においても自身の主張を自由に発しにくい状況になっていると私は感じています。こういったものはこの議会にパワハラとして私は存在していると、そのよう認識しております。

今回のハラスメント事案の発生については、職員に対する規程があるにもかかわらず、首長が対象になった場合の規程がなく機能しなかった。議会においては、政治倫理条例がありますが、ハラスメントに関する具体的な条文はなく、これも機能していない。こういった状況を野放しにしておくことは、住民からの信用・信頼の失墜をはじめ、議会・議員の品位を汚すことにつながるものだと思います。町民の政治に対する無関心につながるものだと思います。

ハラスメントの再発防止や、失った信頼を回復する意味でも、当町はより強力な対策が必要だと考えます。このような状況であるからこそ、岐南町から一切のハラスメントを根絶すべく、相互に監視・監督を行う意味合いでも、公職にある者全てを対象

とした条例の制定が必要であると考えますが、お考えをお聞かせください。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） ただいまの松本議員のハラスメント対策についての1番目のご質問、危機管理対策本部の活動についてお答えいたします。

仮に、町長・副町長の両名が関わる事案が発生した場合、こういう場合につきましては、総務部長が主体となって対応を行うということになります。

その際は、総務部長を本部長とした危機管理対策本部を設置し、今後どのような対応をしていくのか、どのような方針等を決定していくのかということになると思われま

す。

既存の規程と危機管理対策本部との関わりやすみ分けの方法につきましては、危機管理対策本部の設置の判断につきまして、町として、非常に重要な事案であるか否かによって設置を決定してまいります。

今回の件につきましては、町のトップが関わる事案であることから、迅速・適切な対応策を講じる必要がございましたので、危機管理対策本部を設置し、全庁的な連絡調整体制を図り、対応を行いました。

それ以外の場合につきましては、基本的に岐南町ハラスメントの防止等に関する規程に基づき対応することになります。

2つ目のハラスメントに関する条例の制定についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、既存の岐南町ハラスメントの防止等に関する規程では、今回のような町長が関わる事案が発生した場合は、規程上、第8条のハラスメント防止委員会の設置及び第10条の懲戒処分等必要な措置、これを行うのが町長本人であるため、適切な運用ができないと考えられます。

また、岐南町議会議員政治倫理に関する条例においても、ハラスメントに関する条文自体がないことから、その改正の必要性については認識をいたしております。

今回の事案では、現在、第三者調査委員会へ調査を依頼しており、今後、事実認定の報告書と併せて、今後の再発防止策に関する意見書を提出していただく予定でございます。

今後頂ける報告書の内容をしっかりと精査し、内部管理体制の在り方を見直し、再発防止のための具体的措置を講じてまいります。それと同時に、事実調査の結果、判明した事実を踏まえて原因を分析し、当該原因に対する有効的な方策を講じた上で、これを職員等に周知徹底し、今年度内には、職員のみならず、特別職や議員等をも対象とした条例を制定し、職員が快適に働くことができる職場環境を確保してまいりた

いと考えております。以上でございます。

—————◇—————

散会

○議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日9月15日午前10時より会議を開きます。

午後 4時01分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

松 原 浩 二

岐南町議会議員

櫻 井 明